

伯耆町誕生の歩み

平成 17 年 1 月 1 日西伯郡岸本町と日野郡溝口町の合併により伯耆町が誕生！



伯耆町役場総務課
合併調整室

目 次

頁

伯耆町誕生の歩み写真集	1
第1章 新町の概要	5
1 新町の概要	6
(1) 位置と地勢	6
(2) 面積	6
(3) 人口・世帯数	7
(4) 町内主要施設	7
(5) 岸本町・溝口町の沿革	8
第2章 合併の背景	10
1 社会情勢の変化	11
(1) 地方分権の推進	11
(2) 少子高齢化と広域行政	11
(3) 経済環境の悪化	11
(4) 国・県の動向	11
2 岸本町の動向	12
3 溝口町の動向	12
4 岸本町・溝口町の合併に関する住民アンケート結果	14
5 協議会設立	17
6 合併協議会設立までの経緯と周辺市町村の動向	23
第3章 合併実現への取り組み	26
1 合併協議会設置	27
(1) 合併協議会の体制	27
(2) 協議会規則等	29
2 合併協議方法	33
(1) 事務事業調整の進め方	33
(2) 協議項目	35
3 合併協議会事務局	36
(1) 主な広報活動	36
(2) 主な合併機運醸成及びPR活動	36
(3) 主な合併支援活動	36

(4) 研修活動	3 6
(5) 平成 1 5 年度事業実績	3 7
(6) 平成 1 6 年度事業実績	3 8
4 住民説明会	4 1
(1) 住民説明会の主な説明事項	4 1
(2) 住民説明会開催状況	4 1
(3) 出前説明会開催状況	4 1
5 合併協定調印と合併関連議案	4 2
(1) 合併調印式	4 2
(2) 合併関連議案の議決	5 8
6 合併の申請	6 2
(1) 合併申請書	6 2
(2) 国・県における合併手続き状況	6 2
7 閉町式・閉庁式	6 5
8 協議会の廃止	6 6
9 合併協議会設置から新町誕生までの経緯一覧	7 0
第 4 章 伯耆町誕生	7 3
1 専決処分	7 4
2 開庁式	9 0

伯耆町誕生の歩み写真集



H15.3.14 合併協議会設置議案提案を同意



H15.3.24 合併協議会設置協議書締結



H15.4.1 合併協議会設置



H15.5.13 第1回合併協議会



H15.6.24・25 合併協議会委員先進地視察



新町事務所位置小委員会



両町役場職員による事務事業調整作業



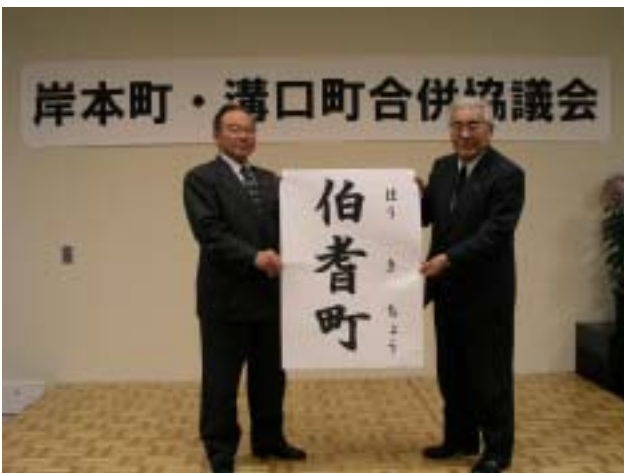
まちづくり委員ワークショップ



H16.9.4 まちづくり委員会
(各部会提言とりまとめ)



H15.10.17 合併まちづくりシンポジウム
(まちづくり委員会提言書提出)



H15.11.12 新町名称決定



新町名付け親賞レリーフ贈呈



H16.6.7 住民説明会（溝口町中央公民館）



H16.6.22 県知事に郡の所属要望書提出



H16.8.17 合併協定調印式
（協定書交換）



合併協定書



H16.8.17 合併協定調印式
（両町長・両町議長・副知事の握手）



H16.8.20 合併申請書提出



H16.9.27 出前説明会（岸本小・中学校 PTA）



H16.10.22 伯耆町告示記念式典



H16.11.5 合併協議会での町章選考



H16.11.21 きないや祭での新町PR活動
（新町パンフレット・ティッシュ配布）



H17.1.4 伯耆町役場開庁式

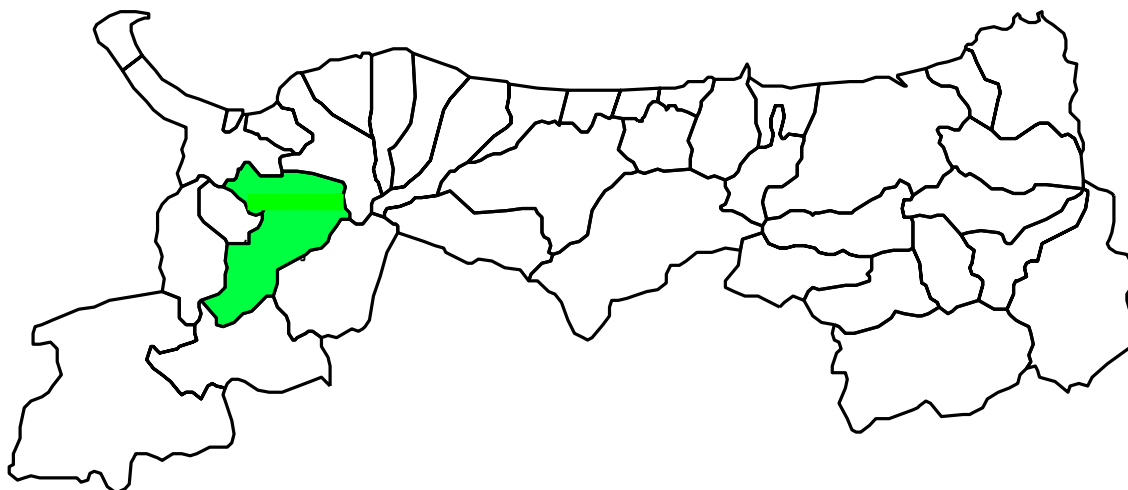
第 1 章 新町の概要

1. 新町の概要

(1) 位置と地勢

伯耆町は鳥取県西部に位置し、県庁所在地の鳥取市から約 100km、県西部の中心都市である米子市から約 8km の距離にある。大山隠岐国立公園の秀峰大山の西側に位置し、東に大山町及び江府町、西に南部町、南に日野町、北に米子市及び大山町にそれぞれ接しています。

町内を県下三大河川の一つである一級河川日野川が南北に流れており、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する柗水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がっています。南東部は深谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成しています。



(2) 面積

伯耆町は、東西に 15.2km、南北に 18.7km で、面積は 139.5km² です。

土地利用の状況は、山林・原野等が約 69%、田・畑が約 14%、宅地が約 3%となっています。

(3) 人口・世帯

平成 12 年国勢調査によると、新町の総人口は 12,663 人で、平成 7 年の国勢調査に比べ 46 人、0.4%の減少となっています。世帯数は、平成 12 年が 3,596 世帯で、平成 7 年に比べると 196 世帯、5.8%増加しています。

1 世帯当たりの人口は、平成 12 年が 3.52 人で平成 7 年が 3.74 人であり、核家族化が進行しています。

国勢調査による人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	12,071	12,346	12,630	12,709	12,663
世帯数	3,005	3,082	3,283	3,400	3,596
1世帯当りの人員	4.02	4.01	3.85	3.74	3.52

H12 年国勢調査による年齢階層別人口

区分	人口(人)	構成比(%)
総数	12,663	100.0
15歳未満	1,842	14.5
15～64歳	7,517	59.4
65歳以上	3,304	26.1

H12 年国政調査による産業別就業人口

区分	人口(人)	構成比(%)
総数	6,974	100.0
第一次	1,286	18.4
第二次	1,975	28.3
第三次	3,706	53.1

(4) 町内主要公共施設

公共施設名	概要
伯耆町役場	R C 3 階建 延床面積 3,085 m ²
伯耆町役場溝口分庁舎	R C 6 階建 延床面積 2,265 m ²
伯耆町有線テレビジョンセンター	C A T V 放送施設
伯耆町別所川溪流植物園	面積 5ha 管理棟、東屋、遊歩道
ささふく水辺公園	芝広場面積 20,767 m ²
伯耆町総合スポーツ公園	プール、体育館、グラウンド、野球場等
榊水フィールドステーション	R C 3 階建 軽食、レクチャールーム等
大山榊水高原スキー場	リフト、ナイター照明、スキーセンター
大山ガーデンプレイス	農産物直売所、テニスコート、レストラン等
伯耆町立(植田正治)写真美術館	R C 3 階建 延床面積 2,825 m ²
おにっ子ランド	遊園列車、ローラー滑り台、グラウンド等
岸本温泉ゆうあいパル	温泉、プール、レストラン等
鬼ミュージアム	R C 3 階建 資料展示室
伯耆町岸本保健福祉センター	検診室、研修室、栄養指導室、会議室等
伯耆町溝口福祉センター	社会福祉協議会、
伯耆町農村環境改善センター	多目的ホール、会議室、生活研修室等

(5) 岸本町・溝口町の沿革

両町の位置するこの地域は早くから開け、外部との交流が頻繁におこなわれていたと考えられています。岸本町の貝田原、北田山遺跡、溝口町の長山馬籠^{ながやまごめ}など両町ともに縄文時代、弥生時代の遺跡や出土品が数多く分布しています。

日野川沿いは山陰の鉄を大和に運ぶ交通路として利用され、江戸時代には出雲街道の宿場町として溝口町内に鳥取藩や松江藩の施設が設けられるなど、山陰、山陽を結ぶ古くからの要路として繁栄してきました。

両町内には岸本町の白鳳時代の大寺廃寺跡から発掘された石製鴟尾や小野小町の墓と伝えられる五輪塔、溝口町のたたら製鉄の歴史を伝える藤屋炉床や日本最古といわれる鬼伝説など、数多くの文化財や史跡等が様々な伝承とともに伝えられています。

岸本町

岸本町は、明治22年の町村制が実施され、会見郡大幡村、幡郷村、日野郡日吉村、吉寿村が誕生し、明治45年に日吉村、吉寿村が合併して八郷村が発足しました。その後、昭和30年3月31日に日野郡の八郷村、西伯郡の大幡村・幡郷村の3か村が合併して現在の岸本町が誕生しました。

昭和30年代から昭和47年までは、過疎化が進行し人口は減少の一途をたどっていましたが、昭和40年代後半から宅地開発が進み、隣接する米子市のベッドタウンとして、人口は急速に増加しました。

基幹産業は農業ですが、昭和60年からリゾート開発による町おこしを行い、丸山地区を中心に様々なリゾート・観光施設が集積することになりました。その結果、入り込み客数は、年間で約100万人になっています。

溝口町

溝口町は、明治22年の町村制施行により、溝口村、金岩村、栄村、旭村、二部村、野上村、金澤村、米原村が発足し、大正3年に溝口村、金岩村、栄村が合併し、溝口村、大正7年に金澤村、米原村が合併して日光村、大正10年に野上村、二部村が合併し、二部村が発足しました。その後、昭和6年に溝口村と旭村の合併を経て旧溝口町が発足し、昭和29年に旧溝口町・二部村・日光村の一部が合併して現在の溝口町が誕生しました。

人口は、昭和30年代から大幅な人口減少が続いていましたが、昭和50年から昭和55年には微増し減少傾向が緩やかになりました。しかしながら、平成7年以降は減少が続いており、人口の減少に歯止めがかかっていません。

基幹産業は農業で、畜産・酪農や特産品開発を推進していますが、近年ではスキー場や町内に伝わる日本最古の鬼伝説を利用した観光資源の開発を行い、農業と観光・リゾート産業との連携による新たな産業づくりを行ってきました。

昭和の合併		廃置分合	明治 22 年町村制施行
西伯郡岸本町 (昭和 30 年)		西伯郡大幡村 幡郷村	会見郡 大幡村 幡郷村
		日野郡八郷村 (明治 45 年)	日野郡 日吉村 吉寿村
日野郡溝口町 (昭和 29 年)	日野郡溝口町 (昭和 6 年)	日野郡溝口村 (大正 3 年)	日野郡 溝口村 金岩村 栄 村
		日野郡旭村	日野郡 旭 村
	日野郡二部村 (大正 10 年)		日野郡 二部村 野上村
	日野郡日光村 (大正 7 年)		日野郡 金澤村 米原村

第2章 合併の背景

1. 社会情勢の変化

(1) 地方分権の推進

地方自治体に最も大きな変化をもたらしたものに、平成 12 年の地方分権一括法の施行があります。これ以後、市町村では権限・事務委譲による業務量増加と住民ニーズの多様化が相乗的に影響しあって、より専門的で高度な知識・技術が求められるようになってきました。

このため、人材の確保や事務事業の見直し・効率化を図ることが急務となりましたが、小規模な町村では職員数が少ないことから、一人の職員が多くの事務事業を兼務している状態から脱却することが困難で、新たな対応が必要になってきました。

(2) 少子高齢化と広域行政

少子高齢化社会になって、高齢者福祉の拡充と子育てに対する住民のニーズは拡大化・多様化したものになってきました。特に中山間部においては、少子高齢化の影響は著しく、地域コミュニティの崩壊さえ起きつつあります。

これらの課題に、一市町村で対応するには限界があります。そのため、拡大する住民の生活圏に即した対応が必要であり、広域的な連携による定住環境の充実、雇用の場の確保による若者定住策、交通手段の確保など総合的な対策が必要になってきました。

(3) 経済環境の悪化

バブル崩壊以後、長期化するデフレ経済にともない、国・都道府県・市町村の全てで税収は減少し、効率的で効果的な財政運営と財政基盤の強化が急務になってきました。特に、国の三位一体改革が進まない中での大幅な交付税の削減は、税収が少なく交付税に収入の多くを依存している小規模町村への影響は大きく、行財政改革などの自助努力で対応できる限界を超えつつあります。

(4) 国・県の動向

こうした情勢下で、国は、三位一体改革の推進や地方分権の受け皿整備という観点から基礎的な地方自治体の在り方の検討を行い、交付税の優遇措置や合併特例債など財政的な支援を打ち出して、市町村合併を推進する施策を展開してきました。

平成 13 年には、鳥取県でもこれを受けて、県内各地で「市町村合併の考え方」説明会を開催するなど、市町村合併に向けた取り組みを行ってきました。

2. 岸本町の動向

岸本町においても、社会情勢の変化による影響から逃れることはできず、合併の是非について検討が始められました。平成 13 年 7 月には、県西部全 14 市町村で構成する西部地域振興協議会合併問題等勉強会と岸本町・溝口町・西伯町・会見町で構成する西部 4 町合併研究会に参加して、本格的に合併問題について取り組むことになりました。

平成 14 年には、町議会においても「合併調査検討特別委員会」が設置されています。

同年 5 月には、町当局及び議会で、「現在の住民サービスを維持するためには合併は止むを得ない」との結論に達し、5 月から 6 月にかけて町内 5 カ所で集落役員を対象にした「市町村合併説明会」を開催しました。

また、8 月から翌年 3 月まで出前説明会を開催するなど、合併問題の周知に努めるほか、9 月には 25～40 歳の住民 37 人を任意に抽出し、市町村合併に関する懇談会を予定しましたが、参加者が一人もなく、住民と行政の合併に関する関心・意識のずれを垣間見る結果になりました。

合併の枠組みは、一般的には、岸本町・溝口町・西伯町・会見町の 4 町合併という案も有力でしたが、道路事情・病院問題などを勘案すると岸本町には不利な合併になると考えられることから、米子市を中心とするが対等な話し合いが出来る状況での合併案として、河合町長は 10 月に「米子市を含む周辺市町村（溝口町、淀江町、日吉津村、境港市）との対等合併案」を議会に提唱し、この案について全世帯を対象にした住民アンケート調査を実施することについて、議会の合意を得ました。

これを受けて、区長協議会に合併案の考え方と住民アンケートの内容について説明会を開催し、住民アンケート調査を 10 月中に行いました。その結果は、全世帯の 63.2% から回答があり、その内の 73.6% から合併案が支持されました。これを受けて、11 月に開催された特別委員会では、アンケート結果に沿って取り組むことを決定しました。

12 月になると、境港市が単独存続を決定したために米子市を中心に特例市を目指す案は白紙になりました。そのため、平成 15 年 1 月に、町長が議会に溝口町との 2 町合併方針を表明しましたが、議会は独自に全世帯を対象にした 2 町合併の是非を問う住民アンケートを実施し、その結果を待って結論を出すことになりました。

その結果、全世帯の 62.9% から回答があり、その内の 52.2% が 2 町合併案を支持したことから、2 月に開催された特別委員会は、これを踏まえて 2 町合併を方針とすることを決定し、町として溝口町との 2 町合併が正式な方針となりました。

3. 溝口町の動向

溝口町でも平成 13 年から合併に向けた動きが始まり、5 月に設置された日野郡 4 町合併問題勉強会に参加しました。溝口町議会も同年 10 月に市町村合併問題調査特別委員会を設置し、合併に関する検討が始まりました。

翌平成 14 年 6 月に町内 3 カ所で住民を対象にした市町村合併説明会を開催し、今後

の選択肢として合併が考えられることと住民アンケートについて説明するとともに、6月から7月にかけて出前説明会を開催し、市町村合併問題の周知に努めました。

7月には、18歳以上の全住民を対象にした市町村合併に関する住民アンケートを実施して、9月に結果を報告しました。

その結果、アンケート対象者の80.4%から回答があり、その内53.8%の住民が合併は必要と考えており、さらに合併の枠組みとしては、溝口町・岸本町・西伯町・会見町の4町合併、若しくは岸本町を含む合併を望む声が多く、日野郡内の町や米子市との合併に賛成する住民は少数であることが分かりました。

10月に開催された特別委員会では、このアンケート結果を踏まえて、岸本町議会の結論を待って合併の枠組みを決定することを確認しました。

そして、11月に岸本町議会において「米子市を含む周辺市町村（溝口町、淀江町、日吉津村、境港市）との対等合併案」が決定されたことを受けて、開催された特別委員会では、協議の結果、岸本町との2町合併方針が確認されました。

その後、12月に境港市の単独存続の表明により、岸本町の合併方針が白紙になったことから、翌年1月に議会は、岸本町議会に対し2町合併の要請を行いました。

2町合併要請後に、岸本町長が2町合併を岸本町議会に正式表明し、岸本町議会は住民アンケート調査を独自に行うこととしたため、この結果を待って、合併枠組みの最終決定することを特別委員会で確認しました。

2月になって、岸本町議会合併調査検討特別委員会が、住民アンケート結果に基づき、賛成多数で2町合併方針を決定したことから、議会は市町村合併調査特別委員会を開催し、2町合併方針を正式に決定しました。

この決定により、町は2月から3月にかけて、2町合併に関する市町村合併説明会を部落代表者会への説明を含め町内9カ所で開催し、最終的に2町合併を町の方針とすることへの理解を得ました。

4. 岸本町・溝口町の合併に関する住民アンケート結果

岸本町が行った市町村合併アンケート結果概要 (平成14年10月に町内全世帯を対象に実施)

アンケートは、「現在の住民サービスを維持するためには合併は必要である」という住民説明会を行い、合併について住民の理解を得た後に行ったものです。

アンケートは、町長が最も良いと考えた合併の組み合わせ案に対して、住民がどう考えるのかを問うことを目的として行ったものです。

アンケートの添付資料として、町長が提示した合併案のメリット・デメリットと町長が案を選んだ理由、合併関係市町村の人口・面積・財政数値等の集計表、及び合併案が実現できない場合の次候補として「岸本町+米子市」「岸本町+溝口町」の2案を示しました。

アンケート回答状況

・ 発送枚数 2,091 枚 ・ 回収総数 1,321 枚 (回収率 63.2%)

町長が提示した「岸本町と溝口町・淀江町・日吉津村・米子市・境港市(・周辺市町村)との対等合併」案への賛否

・ 賛成 73.6% ・ 反対 22.4% ・ 不明、未回答 4.0%

案賛成者で、案が実現しない場合に次候補として支持する組み合わせ。(上位5案)

- ・ 岸本町+米子市 70.8% (回収総数を分母にした割合 52.1%)
- ・ 岸本町+溝口町 14.2% (回収総数を分母にした割合 10.4%)
- ・ 岸本町+溝口町+会見町+西伯町 2.7% (回収総数を分母にした割合 2.0%)
- ・ 岸本町+溝口町+日吉津村+淀江町 0.7% (回収総数を分母にした割合 0.5%)
- ・ 岸本町+日吉津村+淀江町 0.6% (回収総数を分母にした割合 0.5%)

案反対者が示した合併の組み合わせ(上位5案)

- ・ 岸本町+溝口町+会見町+西伯町 12.2% (回収総数を分母にした割合 2.7%)
- ・ 岸本町+溝口町 5.4% (回収総数を分母にした割合 1.2%)
- ・ 岸本町+会見町+西伯町 4.4% (回収総数を分母にした割合 1.0%)
- ・ 岸本町+溝口町+日吉津村+淀江町 3.7% (回収総数を分母にした割合 0.8%)
- ・ 岸本町+日吉津村+淀江町 2.7% (回収総数を分母にした割合 0.6%)

岸本町議会が行った市町村合併アンケート結果概要
(平成15年2月に町内全世帯を対象に実施)

アンケートは、岸本町と米子市及び周辺市町村の合併が不可能となったことから、町長が次案として「岸本町+溝口町」の合併案を議会に提案したことから、議会では住民意見を聴取して最終結論を出すことを決定し行ったものです。

アンケートの添付資料として、2町合併に対する町長の考え方、溝口町又は米子市と合併した場合のメリット・デメリットの比較表を配布しました。

アンケート回答状況

・ 発送枚数 2,092 枚 ・ 回収総数 1,284 枚 (回収率 61.7%)

町長が提示した「岸本町と溝口町の合併」案への賛否

・ 賛成 52.7% ・ 反対 37.9% ・ 不明、未回答 9.4%

「岸本町と溝口町の合併」案に反対した者のうち、「岸本町と米子市の合併」案に対する賛否

・ 賛成 24.2% ・ 反対 11.9% ・ 不明、未回答 1.8%

溝口町が行った市町村合併に関する住民意識調査結果概要
(平成14年9月に町内18歳以上の全住民を対象に実施)

調査は市町村合併に関する住民説明会などを実施後に、今後の町の方針を決定するために、住民の合併への賛否、想定する合併対象市町村などを調査するために行ったものです。

アンケート回答状況

・ 発送枚数 4,546 枚 ・ 回収総数 3,653 枚 (回収率 80.4%)

市町村合併への関心

・ とても関心がある 21.9% ・ 少し関心がある 47.0%
・ あまり関心がない 24.4% ・ 全く関心がない 6.7%

市町村合併の必要性

- ・必要だと思う 22.2%
- ・どちらかといえば必要 30.8%
- ・どちらかといえば必要ではない 14.8%
- ・必要ではない 6.7%
- ・わからない 24.7%

市町村合併が「必要だと思う」又は「どちらかといえば必要」と回答した者のうち、望ましい市町村合併の時期は

- ・合併特例法の期限内（平成17年3月末まで） 68.1%
- ・合併特例法の期限にこだわらない 21.8%
- ・わからない 10.1%

市町村合併する場合の望ましい組み合わせ

- ・西部14市町村 17.2%
- ・西伯町、会見町、岸本町、溝口町 53.9%
- ・日野郡4町 23.5%
- ・その他 5.4%

市町村合併する場合の望ましい組み合わせで「その他」と回答した者が示した組み合わせ（上位5案）

- ・溝口町と岸本町 36.4%
- ・溝口町と米子市 12.8%
- ・溝口町と米子市と岸本町 7.0%
- ・溝口町と会見町と岸本町 4.8%
- ・溝口町と西伯3町と日野郡3町 3.2%
- ・溝口町と西伯3町と米子市と境港市 3.2%

将来のまちづくりを考える上で、望む行政サービスや整備（上位5項目）

- ・高齢者福祉の充実 6.0%
- ・雇用促進、支援 6.0%
- ・医療施設、サービスの充実 6.0%
- ・介護サービスの充実 5.0%
- ・地域内道路や生活道路等の整備 5.0%
- ・学校教育の充実 5.0%
- ・自然環境の保全 5.0%

5. 協議会設立

両町において正式に2町合併方針が確認されてから、両町は合併協議会を平成15年4月1日設立することを目標に、設立準備作業に入りました。

両町の合併担当課を中心に、合併協議会規約案、合併協議会予算案、合併協議会事業計画案、事務従事職員の確保などについて、協議を重ねました。

平成15年2月19日には、両町の町長及び議長が県知事に合併重点支援地域指定と合併協議会への県職員派遣要請を行いました。

同年3月6日に事務レベルの調整を完了し、「岸本町・溝口町合併協議会設置について(協議)」の文書を交換した後、議会の議決を経て「岸本町・溝口町合併協議会設置について(同意)」の文書を取り交わしました。

これに基づき、両町長は3月定例議会に関連議案を提案することとしました。

番 号
平成15年3月6日

町長 様

町長

岸本町・溝口町合併協議会設置について(協議)

これまでの岸本町・溝口町合併協議会準備に関する検討結果を踏まえ、岸本町・溝口町合併協議会設置について、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に基づき、協議します。

なお、協議が整いしだい、設置等の関連議案については、平成15年3月定例議会に提案するものとします。

岸本町・溝口町合併協議会設置について(同意)

平成15年3月6日付け発岸総第81号及び発溝政第030601号をもって協議のあった標記の件について、次のとおり同意するものとする。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項に基づく岸本町・溝口町合併協議会を設置する。
- 2 関連議案については、両議会の平成15年3月定例会に提案するものとする。

この同意を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年 3 月 14 日

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

3 月 20 日に両町議会に提出された「岸本町・溝口町合併協議会の設置及び規約を定める協議について」は、両町とも賛成多数で可決され、同日告示するとともに県知事に「合併重点支援地域の指定について（お願い）」を提出しました。

議案 号

岸本町・溝口町合併協議会の設置及び規約を定める協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項に基づき、岸本町及び溝口町合併による新町の基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、岸本町・溝口町合併協議会を設置することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 15 年 3 月 20 日

町長

岸本町・溝口町合併協議会規約

（協議会の設置）

第 1 条 岸本町及び溝口町（以下「関係町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会は、岸本町・溝口町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行なう。

- （1）関係町の合併に関する協議
 - （2）法第 5 条の規定に基づく新町建設計画の作成
 - （3）前 2 号に掲げるもののほか、関係町の合併に関し必要な事項
- （事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総務する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は次の者をもって充てる。

(1) 関係町の長及び助役

(2) 関係町の議会が選任する議員各町4名以内

(3) 関係町の長が協議して定めた学識経験を有する者各町5名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会長は、前項の規定に関わらず必要に応じて関係町の関係職員等を出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行なうため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 第3条に掲げる事務を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く

ことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、関係町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、関係町が均等に負担するものとする。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納、決算の作成その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、関係町の監査委員のうちから協議会の同意を得て 2 名に委嘱して行なう。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行なうために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する町の例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

町告示第 号

岸本町・溝口町合併協議会の設置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に

関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項に基づき、岸本町及び溝口町合併による新町の基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、平成 15 年 4 月 1 日をもって岸本町・溝口町合併協議会を設置することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 15 年 3 月 20 日

町長

発岸総第 8 6 号
発溝政第 032001 号
平成 15 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片山 善博 様

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

合併重点支援地域の指定について（お願い）

市町村合併の取り組みをはじめ、各般の町行政に多大なご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岸本町、溝口町は、かねてより市町村合併について検討を重ねてまいりましたが、このたび 3 月定例議会において合併協議会の設置について議決を得たところです。

この議決を受けて、来る 4 月 1 日には合併協議会の事務局を設置し、合併に向けて本格的に協議に入ることといたしました。

つきましては、私ども両町を合併重点支援地域に指定していただき、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

さらに、24 日に「岸本町・溝口町合併協議会設置及び規約に関する協議書」の調印を岸本町役場応接室で行い、翌 25 日には県知事に「岸本町・溝口町合併協議会の設置について（届出）」を提出しています。

岸本町・溝口町合併協議会設置及び規約に関する協議書

岸本町及び溝口町（以下「2 町」という。）は、岸本町・溝口町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、平成 15 年 3 月 20 日に開催された 2 町の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の

規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 3 月 24 日

西伯郡岸本町吉長 37 番地 3
岸本町長 河 合 勝

日野郡溝口町溝口 647 番地
溝口町長 住 田 圭 成

発 岸 総 第 8 7 号
発溝政第 032401 号
平成 15 年 3 月 24 日

鳥取県知事 片山 善博 様

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

岸本町・溝口町合併協議会の設置について（届出）

岸本町と溝口町との合併に関する協議及び新町建設計画の作成その他事務を行うため、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会を設置したので、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

別添書類

- 1 協議会設置告示（写）
- 2 協議会規約（写）
- 3 岸本町議会及び溝口町議会の関係議決書

26 日には合併協議会運営に必要な細部の調整を終え、「岸本町・溝口町合併協議会設置に関する確認書」を交わし、県に「職員の派遣について（依頼）」を提出しました。

こうして、全国的にも例の少ない、異なる郡に所属する町と町が合併を目指して動き出しました。

6. 合併協議会設立までの経緯と周辺市町村の動向

日付	主な出来事
昭和40年 3月 29日	「市町村の合併の特例に関する法律」制定
平成11年 7月 16日	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」公布
	「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」一部改正
平成12年 4月 1日	「地方分権一括法」施行
平成13年 1月 19日	米子市・境港市合併問題等調査研究会を設置
	鳥取県主催の「市町村合併の考え方」説明会を岸本町で開催
5月 21日	日野郡4町合併問題勉強会を設置
6月 7日	西伯郡東部5町村(中山、名和、大山、淀江、日吉津)合併問題勉強会を設置
7月 5日	西部地域振興協議会合併問題等勉強会(西部14市町村)を設置
18日	西部4町(岸本、溝口、西伯、会見)合併研究会を設置
10月 1日	溝口町議会で「市町村合併問題調査特別委員会」を設置
12月 19日	岸本町長が4町(岸本、溝口、西伯、会見)合併に否定的見解を表明
	県日野総合事務所主催で日野郡4町市町村合併研修会を開催
平成14年 1月 18日	岸本町議会で「合併調査検討特別委員会」を設置
	溝口町議会選挙のため「市町村合併問題調査特別委員会」を解散
26日	溝口町議会改選後、改めて「市町村合併問題調査特別委員会」を設置
27日	日野町長が郡内4町(日野、日南、江府、溝口)合併支持を表明
5月 9日	岸本町議会合併調査検討特別委員会で「市町村合併はやむを得ない」と結論
17日	名和町議会が西伯郡東部5町村での合併方針を表明
28日	岸本町 5月28日～6月2日(5地区)集落役員対象に市町村合併説明会開催
6月 10日	溝口町 6月10日～6月12日(3地区)町内住民を対象に市町村合併説明会開催し、岸本町との合併について言及
	日南町長が西部全14市町村での合併が困難と表明
17日	西伯町長が4町合併方針を表明するとともに、困難な場合は会見との2町合併方針を表明
19日	大山町長・議会が西伯郡東部5町村合併の方針を表明
20日	会見町が4町合併方針を表明
21日	日野町議会が日野郡4町合併方針を決定
7月 2日	境港市長が合併は必要と表明
8日	西部市町村議会が合併懇談会を開催

9日	境港市長が米子市に合併法定協議会の設置を要請
24日	溝口町 市町村合併に関する住民アンケート実施
8月 16日	岸本町、溝口町、西伯町、会見町の議会が合併に関し懇談会を開催
22日	西部 14 市町村長が合併協議会設置について協議
9月 6日	淀江町議会が合併する方針を可決、枠組みには言及なし
19日	境港市議会特別委員会で合併反対意見多数
25日	中山町長が西伯郡東部 5 町村での合併推進を表明
10月 4日	溝口町議会 市町村合併問題調査特別委員会でアンケート結果を検討し岸本町議会の結論を待って合併の枠組みを決定することを確認
7日	岸本町長、合併調査検討特別委員会で米子市を含む周辺市町村(溝口町、淀江町、日吉津村、境港市)との対等合併案を表明。合併案について全世帯を対象としたアンケート調査を実施することについて議会在合意
15日	岸本町長、区長協議会で合併案の考え方、アンケートの内容について説明
23日	淀江町長が米子市と周辺市町村との合併を表明
11月 5日	淀江町佐陀地区住民が町に米子市との合併要望書を提出
7日	岸本町長の提案する米子市と周辺市町村の合併案が住民の大多数から支持されたが、町単独では米子市と合併しない方針であることを表明
11日	岸本町議会合併調査検討特別委員会で米子市を含む周辺市町村との対等合併支持多数の結果を受け「アンケートの結果に沿って取り組む」と決定
14日	溝口町議会市町村合併問題調査特別委員会で2町合併方針を確認、町長は「岸本町と同一歩調」と2町合併を最優先すると表明
	淀江町議会が米子市と周辺市町村との合併案否決
	西伯町議会が会見町との合併方針を決定
18日	岸本町議会が米子市と周辺市町村との合併方針を決定
21日	淀江町アンケート結果を配布、米子市との合併賛成が過半数
12月 16日	西伯町長が会見町との合併正式表明
	西伯郡東部 3 町長(中山、名和、大山)が合併重点支援地域指定を要請
17日	会見町長が西伯町との合併を正式表明
18日	西伯・会見町長が合併重点支援地域指定を要請
20日	会見町議会が住民団体の提出した町民意見聴取の陳情を不採択
	中山、名和、大山町議会が合併協議会設置議案を可決
24日	境港市長は市議会の境港市存続決議を受け、境港市単独の存続を表明。米子市を含む周辺市町村との対等合併案が不可能になる
25日	西伯、会見町議会が合併協議会設置議案可決
27日	会見町の住民団体が米子市と法定協議会設置を求める署名簿提出

平成 15 年	1 月	6 日	中山、名和、大山町が県西部初の合併協議会設置
		7 日	岸本町長、岸本町議会議長他と、合併方針について意見交換
		10 日	溝口町議会、岸本町議会に両町合併を要請
		14 日	西伯、会見町が合併協議会設置
			米子市議会が淀江、日吉津両議会へ議員懇談会設置を要請
		15 日	淀江町が西伯郡東部 3 町との合併を否決
		22 日	岸本町長、合併調査検討特別委員会で二町合併方針を正式表明。これを受け議会として二町合併への賛否を問う全世帯対象のアンケートを行うことを決定
		24 日	溝口町議会 市町村合併問題調査特別委員会で岸本町のアンケート結果を待って合併枠組みの結論を出すことを確認
		27 日	会見町の住民団体が米子市との合併協議会設置の直接請求
	2 月	3 日	淀江町の住民団体が米子市との合併協議会設置請求書を提出し、署名活動を開始
		5 日	淀江町議会が合併を白紙に戻すと決定、町長は米子市との合併を表明
		10 日	淀江町の住民団体が米子市との合併協議会設置を求める署名簿を提出
		13 日	岸本町議会合併調査検討特別委員会で溝口町との二町合併案支持多数の結果を受け、溝口町との合併方針を賛成多数で決定
		14 日	溝口町議会「市町村合併調査特別委員会」で岸本町との二町合併方針を最終決定
			境港市の住民団体が米子市との合併協議会設置を求め署名簿を提出
		19 日	岸本・溝口町長及び議長が知事に合併重点支援地域指定と合併協議会へ県職員派遣を要請
		21 日	淀江町議会特別委員会が米子市との合併方針を決定
		28 日	日南町長が米子市を含む広域合併若しくは単独を表明
	3 月	6 日	境港市の住民が米子市を合併対象とする合併協議会設置を請求
		20 日	岸本・溝口両町議会において、岸本町・溝口町合併協議会の設置について議決
			米子市議会は米子・淀江、米子・会見、米子・境港の各合併協議会設置の議案を可決
		24 日	岸本・溝口両町で合併協議会設置及び規約に関する協議書締結
			米子市長・淀江町長及び両議長が合併重点支援と生き指定を要請
		25 日	岸本町・溝口町合併協議会の設置届を県に提出
			境港市議会が米子市との合併協議会設置協議に関する議案を否決
		26 日	会見町議会が米子市との合併協議会設置協議に関する議案を否決
	4 月	1 日	岸本町・溝口町合併協議会の設置

第3章 合併実現への取り組み

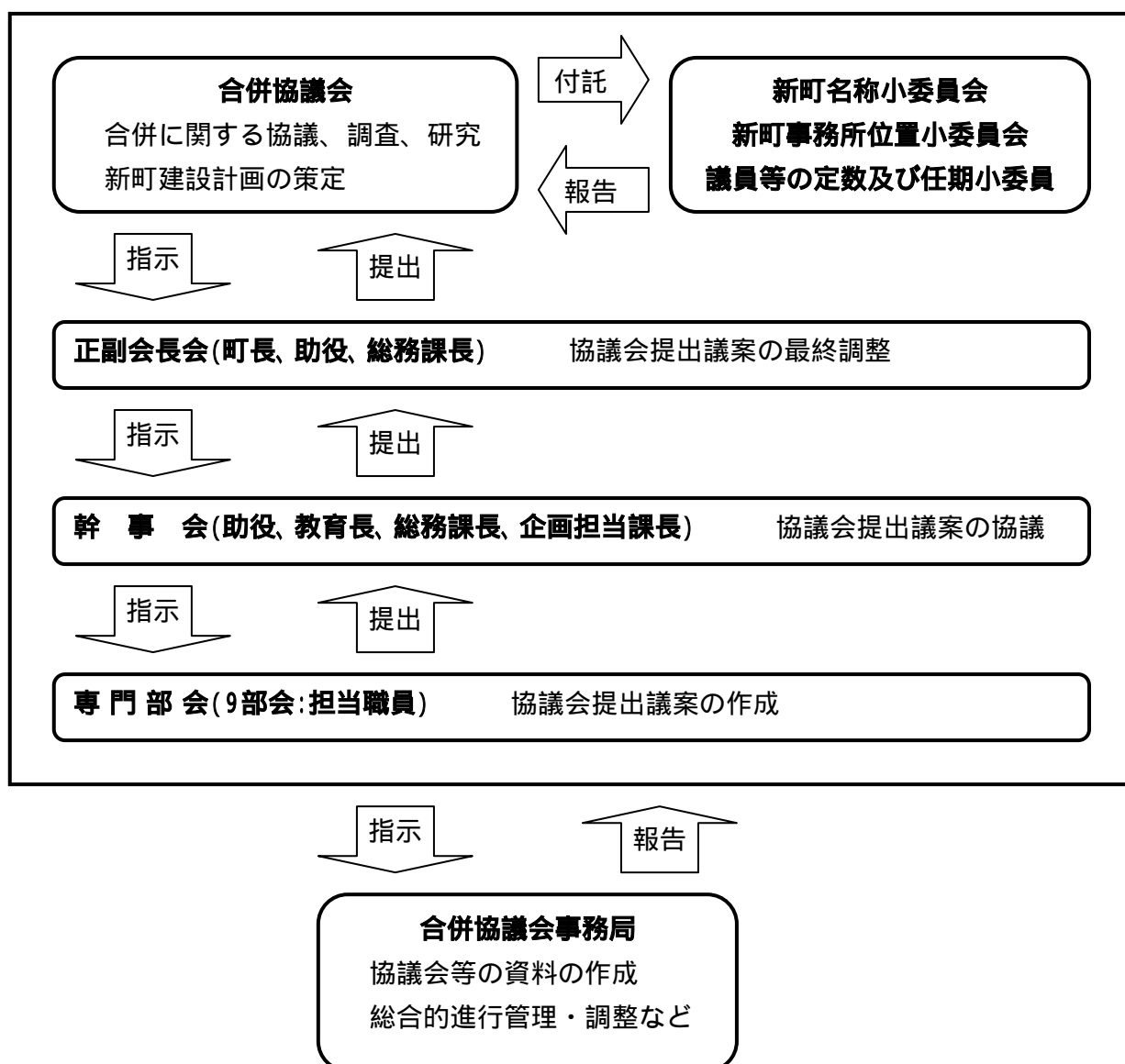
1. 合併協議会設置

岸本町・溝口町合併協議会は、予定どおり平成14年4月1日に設置され、合併に関する協議が行われることとなりましたが、4月27日に岸本町の町長及び町議会議員選挙が行われるため、この結果を待って、5月13日に第1回の合併協議会を岸本町農村環境改善センターで開催しました。

(1) 合併協議会の体制

合併協議会では、合併するに当り協議・調整が必要な項目のすべてについて、方針を確認しますが、専門部会では議案の作成が困難な項目や協議会委員全員で協議すると確認までに長期間必要となる項目を、小委員会に付託して集中審議しました。

また、専門部会で作成された議案は、幹事会で内容の検討・審査を経て、正副会長会で最終調整した後に、合併協議会に提出されました。



岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	所属小委員会	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝		岸本町長
副会長		住田 圭成		溝口町長
委員		石田 保	オブザーバー	岸本町助役
		圓山 和紀	オブザーバー	溝口町助役
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	議員等の定数及び任期(副委員長)	岸本町議会
		下村 有象	議員等の定数及び任期	岸本町議会
		西郷 一義	事務所位置(委員長)	岸本町議会
		野坂 明典	新町名称(委員長)	岸本町議会
		箕矢 静人	議員等の定数及び任期(委員長)	溝口町議会
		入江 正美	新町名称(副委員長)	溝口町議会
		田中 宏	議員等の定数及び任期	溝口町議会
		浦部 要右	事務所位置(副委員長)	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	新町名称	岸本町学識経験者
		大前 直	事務所位置	岸本町学識経験者
		山西 敦	議員等の定数及び任期	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	事務所位置	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	新町名称	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	事務所位置	溝口町学識経験者
		松本 和三	議員等の定数及び任期	溝口町学識経験者
		南葉 正明	新町名称	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	新町名称	溝口町学識経験者
大森 正人		事務所位置	溝口町学識経験者	
監査委員	高塚 一男		岸本町代表監査委員	
	森谷 淳		溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

(2) 協議会規則等

岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第 1 条 岸本町・溝口町合併協議会規約 (以下「規約」という。) 第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会小委員会 (以下「小委員会」という。) を設置する。

(名称及び所管事項)

第 2 条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行なうものとし、名称を次のとおり定める。

(1) 岸本町と溝口町が合併した場合における郡の所属及び新町の名称に関することとし、郡所属及び新町名称小委員会と称する。

(2) 岸本町と溝口町が合併した場合における新町の事務所の位置に関することとし、新町事務所位置小委員会と称する。

(3) 岸本町と溝口町が合併した場合における新町の議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関することとし、議員等の定数及び任期小委員会と称する。

(4) その他合併協議に関し、調整困難な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 小委員会は、所管事務ごとにそれぞれ設置する。

2 前条の小委員会は、協議会の会長が、協議会の委員のうちから指名する。

3 小委員会の委員数は、ひとつの小委員会につき 1 0 名以内とする。

(役員)

第 4 条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 役員は、小委員会の委員の中から互選する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、小委員会の委員半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(庶務)

第 7 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局が行なう。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

岸本町・溝口町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、岸本町・溝口町合併協議会長(以下「会長」という。)の指示を受け、岸本町・溝口町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、岸本町・溝口町合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

岸本町・溝口町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、岸本町・溝口町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、岸本町・溝口町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	主管する 協議項目	関係所管課		委員
		岸本町	溝口町	
総務部会	財産、慣行、機構及び組織、 例規、職員の身分、広域行政、 公共団体、消防防災、使用・ 手数料、補助・交付金、字名、 諮問機関、財政、公共交通、 その他	総務課、地域振興 課	総務課、企画課、 情報課、住民課	担当課長 及び 担当者
税務 出納部会	地方税、納税、出納、地籍、 その他	税務地籍課、出納 室	住民課、産業課、 出納室	同上
議会部会	議員定数・任期、監査、その 他	議会事務局	議会事務局	同上
企画部会	新町建設計画、電算システム、地 域コミュニティ、情報通信、地域間 交流、女性政策、地域開発、 交通安全、広報公聴、その他	地域振興課、行政 改革推進室	企画課、情報課	同上
保健 福祉部会	介護保険、健康づくり、母子 保健、老人保健、医療費助成、 各種福祉、社会福祉協議会、 その他	健康福祉課、住民 環境課	福祉保健課、介護 相談センター	同上
住民 環境部会	窓口業務、国保、年金、保育、 環境、衛生、同和人権、その 他	住民環境課、税務 地籍課、地域振興 課、保育所、教育委 員会事務局	住民課、福祉保健 課、生活環境課、保 育所、教育委員会事 務局	同上
建設 水道部会	土木建設、上水道、下水道、 その他	建設水道課	土木課、生活環 境課、政策推進室	同上
産業 経済部会	農林水産業、商工業、観光、 治山治水、農業委員会、その 他	産業観光課、農業 委員会事務局、建設 水道課	産業課、土木課 農業委員会事務局、 企画課	同上
教育部会	通学区域、学校教育、社会教 育、社会体育、学校給食、文 化振興、その他	教育委員会事務 局、給食センター、 中央公民館、美術館 B & G、地域振興課	教育委員会事務 局、給食センター、 公民館、企画課	同上

印は、部会の主たる協議項目を担当している課

2. 合併協議方法

(1) 事務事業調整の進め方

本協議会における事務事業の調整の特徴は、両町で行っている全ての事務事業を調整し協議会に提出することにあります。一般的には協議の必要のない定例的な事務事業についても、全て協議会に提出することになり、協議会での時間短縮が必要になりました。

そのため、事務事業の内容によって専決規定を設け、書面報告、協議会報告、協議会提案の三種類に区分しました。

また、協議会設立が遅く合併予定期日までの時間がなかったことから時間短縮と合併後に調整を持ち越さないことを目的に、予算が計上できる程度まで事務事業の調整を行ってから協議会に提出することにしました。

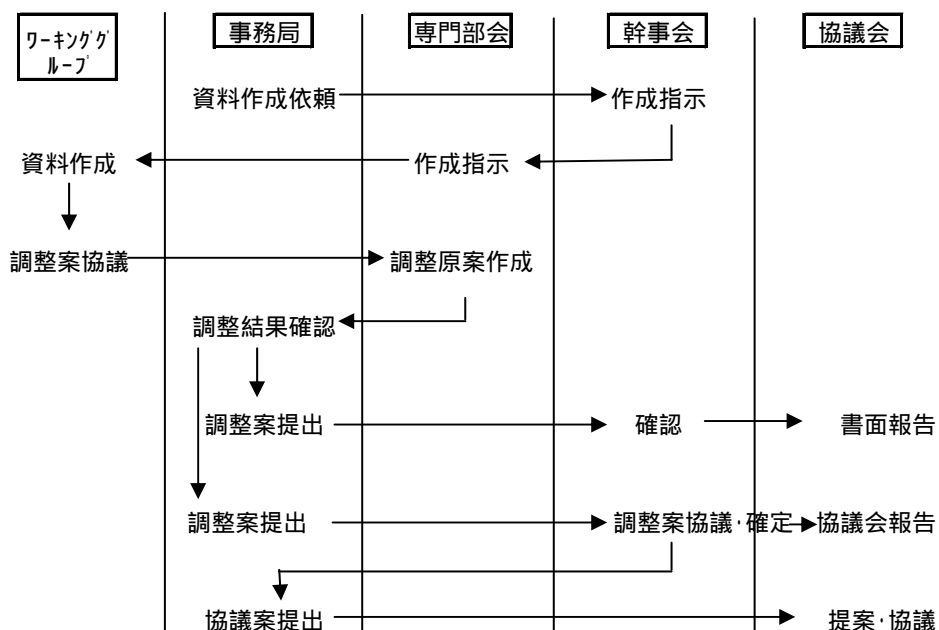
これにより、合併協定書を締結する段階では、事務事業調整は、ほぼ細部まで完了することができました。

各種事務事業調整方針

国・県の法例に基づき、住民の負担を伴わない事務事業で、事務作業のみを統一ばよいものは、専門部会で調整方針を確定し、幹事会が確認後、協議会に報告
(例 戸籍、住基、統計等)

両町で実施しており、住民の負担及び生活に変更がない、若しくは変更後の負担調整の余地がない事務事業は、幹事会で調整方針を確定し、協議会に報告
(国・県事業の地元負担金、税率が同じ地方税等)

上記以外のものについては、協議案として協議会に提出し決定



岸本町・溝口町合併協議会の協定項目等の協議調整方針

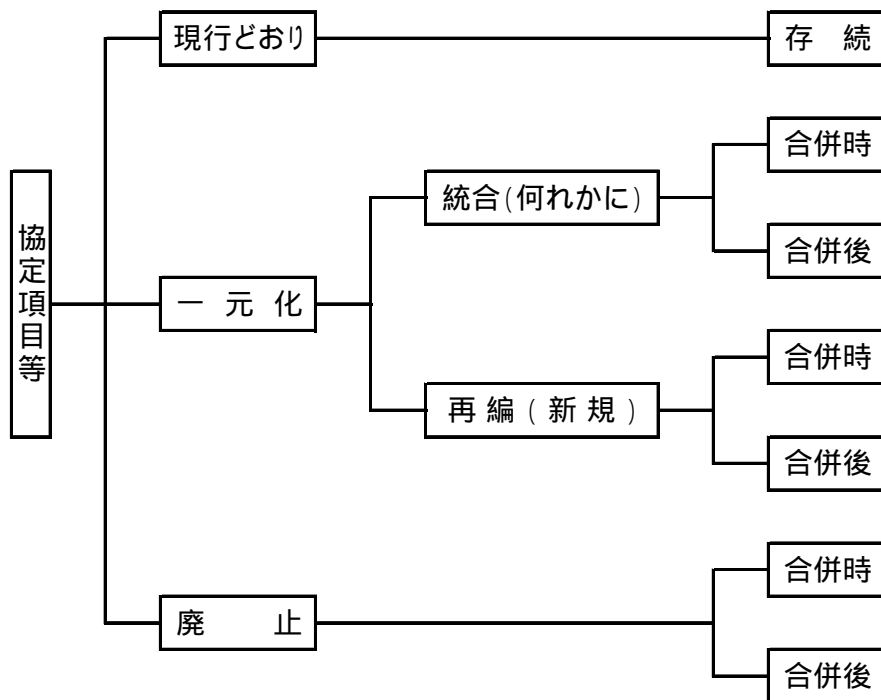
1. 協議・調整の基本原則

- (1) すべての協議・調整は、合併の目的である地域の発展、住民サービスの維持向上及び行政諸の解決を目指すものでなくてはならない。
- (2) 両町の立場を尊重しあい、対等・平等の立場で協議・調整を行わなければならない。
- (3) 国・県を中心とした関係行政機関との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。
- (4) 事務事業の協議・調整に当たっては、行政改革推進の観点から見直しに努めるものとする。
- (5) 制度等の違いがあるものについては、原則として一元化を図るものとし、健全な財政を維持する範囲で調整するものとする。負担増となる場合は、具体的な理由・根拠を明示する。

2. 具体的な協議・調整方針

協定項目等の協議・調整は、おおむね次の区分の何れかによるものとする。

- 現行のまま新町に引き継ぐもの
- 合併時に一元化(統合・再編)で調整するもの
- 合併後に一元化(統合・再編)で調整するもの
- 合併時に廃止の方向で調整するもの
- 合併後に廃止の方向で調整するもの



- (注) 合併時に一元化:合併と同時に新町の町長職務代理者の専決処分により即時制定し、施行させるもの
 合併後に一元化:新町の議会で逐次制定し、施行させるもの
 合併時に廃止:合併と同時に両町の法人格が消滅し、自動的に廃止させるもの
 合併後に廃止:新町に引き継ぎ暫定的に施行するが、その後、新町の議会で逐次廃止させるもの

(2) 協議項目

通常は、合併しようとする市町村が合併協定書において協定すべき項目について「協定項目」を設定しますが、本協議会では、協定項目の中に県知事及び県議会で決定される郡の所属についても協議し、要望することとしたため、「協議項目」と呼ぶことにしました。

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

3. 合併協議会事務局

合併協議会事務局では、合併に関する協議・調整を行うだけでなく、広報誌の発行や講演会・シンポジウム・出前説明会の開催など、合併に関する情報提供や合併機運の醸成などの事業も行ってきました。特にホームページはすべて事務局で作成し、住民への速やかな情報公開の手段として、各種会議に提出した全資料を会議直後に掲載しています。会議録も業者に委託することなく事務局が作成し、他の合併協議会に比べても早いペースで会議録の公開を行って来ました。

また、合併を向かえる平成16年度からは、各種団体の統合や住民交流促進を目的にした補助制度の創設による合併支援事業や伯耆町誕生PRのための懸垂幕・ポケットティッシュ配布などを行うほか、様々な合併に向けた準備作業を行って来ました。

(1) 主な広報活動

- ・協議会だより発行（毎月全世帯に配布）
- ・ホームページ開設
- ・閲覧用の合併協議会資料及び会議録の設置（役場、公民館等主要公共施設に設置）
- ・出前説明会の開催
- ・まちづくり計画の全世帯配布

(2) 主な合併機運醸成及びPR活動

- ・合併シンポジウムの開催
- ・懸垂幕作成
- ・幟旗作成
- ・新町パンフレット作成
- ・各種イベントでのPR用ポケットティッシュの配布
- ・公用車用マグネットサインの作成
- ・総務大臣告示セレモニーの開催

(3) 主な合併支援活動

- ・岸本町・溝口町交流支援補助金創設
- ・生活便利帳（新町事業・業務案内）と町名変更に伴う手続き一覧の作成
- ・町章デザイン及びロゴタイプの規格化、デザイン等使用例の作成

(4) 研修活動

- ・幹部職員研修会開催
- ・合併協議会委員研修会開催
- ・法制執務職員研修会開催

(5) 平成 15 年度事業実績

事業名	事業の概要及び結果
協議会開催	合併に関する協議を行うことを目的に開催 ・開催回数 13 回 (定例会 11 回、臨時会 2 回:12/22、2/25) 名称、事務所位置、議員定数及び任期は調整が完了、他の項目は 1,339 件のうち協議会調整完了 660 件、事務局調整提出済 858 件となっている。
小委員会開催	新町名称小委員会開催(委員数 6 名) ・開催回数 9 回 住民アンケートにより、新町名称は『伯耆町』に内定した。 新町事務所位置小委員会開催(委員数 6 名) ・開催回数 6 回 本庁舎は岸本町役場とし、溝口町役場は分庁舎として活用することとした。 議員等の定数及び任期小委員会開催(委員数 6 名) ・開催回数 8 回 新町議会議員定数 16 名で選挙区は設置しない。平成 17 年 4 月 30 日まで在任特例。新町農業委員会委員で選挙による委員は 20 名、現在の農業委員会委員で選挙による委員は、平成 17 年 7 月 19 日まで在任特例を使用。
先進合併協議会調査研究事業	県内先進合併協議会視察 東郷湖周地域合併協議会視察 (平成 15 年 4 月 11 日 事務局 6 名) 県外先進地視察 (参加者:委員 20 名 職員 5 名) 香川県さぬき市(平成 15 年 6 月 24 日) 兵庫県篠山市(平成 15 年 6 月 25 日)
委員・職員研修会開催事業	幹部職員研修会 平成 15 年 4 月 24 日、溝口町で開催。職員 60 名出席。 講師 東郷湖周地域合併協議会 次長 城平守朗氏 合併協議会委員研修会 平成 15 年 5 月 23 日、岸本町で開催。委員 22 名、職員 17 名出席。 講師 東郷湖周合併協議会 事務局長 林 昭男氏 法制執務職員研修会 平成 16 年 1 月 16,22,23 日に岸本町(1 回)溝口町(2 回)で開催。職員 131 名出席。
広報誌発行事業	岸本町と溝口町の町民に、合併協議会での協議状況等を周知する手段として、『岸本町・溝口町合併協議会だより』を毎月 1 回作成し、全戸配布を行う。 ・作成部数・・・4,000 部 平成 15 年 4 月から平成 16 年 3 月まで 12 号を作成し、全戸配布を行った。
ホームページ開設事業	岸本町・溝口町合併協議会の協議状況等を広く周知するための手段として、『岸本町・溝口町合併協議会ホームページ』を開設し、更新を行う。 平成 15 年 5 月 20 日にホームページを開設し、平成 16 年 3 月までに 26 回更新を行った。

講演会開催事業	<p>合併シンポジウム開催</p> <p>平成 15 年 10 月 16 日に岸本町で開催。参加者約 250 名</p> <p>講演 『合併を活かした新町のまちづくり』</p> <p>講師 (株)シーズ総合政策研究所 所長 藤原 洋氏</p> <p>合併まちづくり委員会の提言発表</p>
例規事務委託事業	新町の例規調整の支援業務を株式会社ぎょうせいに委託。
まちづくり計画策定事業	<p>計画趣旨</p> <p>新町の基本方針となる建設計画を住民参画により策定した。</p> <p>住民参画の方法</p> <p>住民アンケート調査(対象者数 4,000 人)</p> <p>合併まちづくり委員会による住民意見の反映(参加者:両町住民 47 名)</p> <p>業務委託</p> <p>業 務 名:岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定支援業務</p> <p>委 託 先:株式会社シーズ総合政策研究所(松江市)</p> <p>委託内容: 住民アンケート調査のアドバイス ワークショップ運営支援 計画策定の補助・アドバイス</p> <p>業 務 名:岸本町・溝口町合併新町地域整備方針図作成業務</p> <p>委 託 先:株式会社シーズ総合政策研究所(松江市)</p> <p>委託内容: 地域整備方針図の作成</p>
新町名称関係事業	新町名称小委員会及び協議会決定に基づき、名称決定に必要な事業を実施 住民アンケートで最多支持の『伯耆町』に決定
事務局関係業務	<p>合併協議に必要な事務を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会資料作成(13 回開催) ・正副会長会資料作成(16 回開催) ・幹事会資料作成(32 回開催) ・専門部会資料作成(2 回開催) ・県、溝口町、岸本町間の連絡及び調整事務 ・その他合併に必要な事務

(6) 平成 16 年度事業実績

事業名	事業の概要及び結果
協議会開催	<p>合併に関する協議を行うことを目的に開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数:13 回(会長 1 名、副会長 1 名、委員 20 名、監査委員 2 名) <p>第 21 回合併協議会で協議項目の調整は完了</p>

住民説明会開催事業	<p>合併住民説明会開催</p> <p>岸本町・溝口町合併まちづくり計画や合併協議の状況を両町の住民に説明し、住民の意見を聞く場として開催した。</p> <p>・溝口町 3 個所で開催 182 人参加 ・岸本町 2 個所で開催 188 人参加 合計 370 人</p>
	<p>合併出前説明会開催</p> <p>合併住民説明会の補足として、また、新町で取組むまちづくりや住民サービス、住民負担について説明し、住民の意見を聞く場として開催した。</p> <p>実施期間:平成 16 年 7 月から 9 月末まで</p> <p>開催結果</p> <p>・岸本町 5 地区、1 団体 210 人参加 ・溝口町 1 地区、2 団体 112 人参加 合計 322 人</p>
協議会広報事業	<p>協議会広報誌(協議会だより)作成</p> <p>岸本町と溝口町の町民に、合併協議会での協議状況等を周知する手段として、『岸本町・溝口町合併協議会だより』を毎月 1 回作成し、全戸配布する。</p> <p>・作成部数・・・4,000 部</p> <p>平成 16 年 4 月から平成 16 年 11 月まで 9 号を作成し、全戸配布した。</p>
	<p>協議会ホームページ開設</p> <p>岸本町・溝口町合併協議会の協議状況等を広く周知するための手段として、昨年度『岸本町・溝口町合併協議会ホームページ』を開設した。本年度は、協議会の情報、お知らせ等の更新、伯耆町の紹介ページ等新規ページの追加を行った。</p> <p>平成 16 年 4 月から平成 16 年 11 月末までに 17 回更新を行った。</p>
合併調印式典事業	<p>岸本町・溝口町合併協定調印式開催</p> <p>平成 16 年 8 月 17 日に溝口町鬼の館で開催</p> <p>参加者・・・約 150 名</p>
例規事務委託事業	<p>例規策定支援業務委託</p> <p>新町の例規調整の支援業務を株式会社ぎょうせいに委託</p>
	<p>例規執務サポートシステム用データ作成委託</p> <p>株式会社ぎょうせいに委託し、新町の例規等について、電子データを作成</p>
まちづくり計画策定事業	<p>合併まちづくり計画印刷</p> <p>昨年度、岸本町・溝口町合併まちづくり計画を策定し、今年度で計画書の印刷を行った。</p> <p>・岸本町・溝口町合併まちづくり計画:650 部</p> <p>・岸本町・溝口町合併まちづくり計画ダイジェスト版:4,500 部(全戸配布)</p>

<p>伯耆町情報発信事業</p>	<p>伯耆町誕生PR用マグネットサイン作成 両町の公用車にマグネットサイン(伯耆町 平成 17 年 1 月 1 日誕生!)を掲示し新町誕生をPRした。 サイン作成枚数:44 枚(岸本町公用 22 枚、溝口町公用車 22 枚)</p> <p>総務大臣告示セレモニー 岸本町・溝口町合併総務大臣告示日(平成 16 年 10 月 22 日)に両町で記念セレモニーを開催した。 両町役場前の広告塔に懸垂幕の掲揚 両町の保育園児による、新町誕生に向けたメッセージの発表及び風船を飛ばすアクション マグネットサインを貼り付けた公用車の紹介</p> <p>各種イベントによる合併PR 両町で開催のイベントでポケットティッシュや観光パンフレットを配布し新町誕生をPRした。 岸本町4回 溝口町1回</p>
<p>新町町章関係事業</p>	<p>新町の町章について、合併までに新町の町章を決定するため、公募、選考、類似調査、デザイン補正など必要な事業を行った。</p>
<p>事務局管理運営事業</p>	<p>合併協議に必要な事務を行った。 ・協議会資料作成(13 回開催) ・正副会長会資料作成(11 回開催) ・幹事会資料作成(16 回開催) ・県、溝口町、岸本町間の連絡及び調整事務 ・その他合併に必要な事務</p>

4. 住民説明会

合併協議の中心議題の1つである新町建設計画(合併まちづくり計画)案が完成し、公共料金など主要な調整が完了した平成16年6月に、合併協議の状況説明と住民意見を聞くことを目的として、住民説明会を開催しました。

また、住民説明会完了後、7月から9月にかけて出前説明会を行うこととし、集落等からの要望によって地元に出向いて説明を行い、合併に関する理解と意見交換を行いました。

(1) 住民説明会の主な説明事項(出前説明会も同じ内容)

- ・合併スケジュール(合併までに必要な手続きや事業予定)
- ・合併協議会の協議経過(これまでの合併協議会の開催状況)
- ・合併協議会の進め方(合併協議の体制、協議の流れ)
- ・協定項目の協議状況(協議項目の調整結果又は協議状況)
- ・公共料金等の調整状況(公共料金の調整結果)
- ・新町の郡の所属について(郡の所属の協議結果)
- ・新町の組織について(新町の組織の概要)
- ・合併まちづくり計画案

(2) 住民説明会開催状況

開催回数 5回 参加人数 370人

- ・平成16年6月1日 溝口町日光公民館 37人
- ・平成16年6月2日 岸本町農村環境改善センター(各区役員が対象) 135人
- ・平成16年6月4日 溝口町二部公民館 53人
- ・平成16年6月7日 溝口町溝口中央公民館 92人
- ・平成16年6月8日 岸本町農村環境改善センター 53人

(3) 出前説明会開催状況

開催回数 9回 参加人数 322人

- ・平成16年7月22日 岸本町こしが丘 37人
- ・平成16年7月30日 溝口町籠原 9人
- ・平成16年8月5日 岸本町・溝口町PTA協議会(溝口中央公民館) 82人
- ・平成16年8月20日 岸本町丸山 20人
- ・平成16年9月17日 岸本町吉定 24人
- ・平成16年9月27日 岸本小・中PTA(農村環境改善センター) 68人
- ・平成16年9月28日 岸本町久古 30人
- ・平成16年9月17日 岸本町岸本 31人
- ・平成16年9月17日 溝口町PTA(溝口町民体育館) 21人

5. 合併協定調印と合併関連議案

(1) 合併協定調印式

平成 16 年 8 月 2 日に開催された第 21 回合併協議会で、合併に必要なすべての調整が完了し、同月 17 日午前 10 時から溝口町鬼の館ホールで岸本町・溝口町合併協定調印式が開催されました。

式典は両町の紹介ビデオを上映後に開式し、平井副知事を始めとする各界の来賓と住民が見守る中、両町議会議長を立会人として両町長の調印が交わされました。

合併協定調印式次第

1	開 式		
2	経過報告	合併協議会事務局長 (岸本町助役)	石田 保
3	合併協定内容の説明	合併協議会幹事長 (溝口町助役)	圓山和紀
4	合併協定調印	岸本町長 溝口町長	河合 勝 住田圭成
5	立会人署名	岸本町議会議長 溝口町議会議長	西村 忠 箕矢静人
6	挨拶	岸本町長 溝口町長	河合 勝 住田圭成
7	来賓祝辞	鳥取県副知事 鳥取県議会議員	平井伸治 小谷 茂
8	閉 式		

河合岸本町長あいさつ

今日は、岸本町と溝口町の合併協定に係る調印をするということで、県からは平井副知事を始め、県会議員の先生の皆さん、また、各来賓の皆さん、両町各界の皆さんのご臨席を賜りまして、こうして調印式を行うことが出来ました。本当にありがとうございました。

只今、ご覧いただきましたように、合併協定の調印は両町の議長さんの立会いのもとに無事終わらせていただきました。先ほど経過説明でご説明したように、17 年の 1 月 1 日

を目指して、新設の伯耆町誕生を目指して、これから鋭意、事務処理を進めてまいりたいと思います。

この調印式は、事務局の方からなるべく早くと、私は急かれておりましたが、とにかく懸案事項を全部処理してから調印をしようということで、私、少しずるけまして、調印式をずらしました。

しかし、先ほどご報告申し上げましたように、懸案の事項は全部話し合いまして、解決しまして、あと残りましたのは事務処理だけが残っています。例えば役場の本庁舎の問題にしましても、今の状況では入りませんのでどう改修していくかとか、職員の配置をどうするかとか、そういうふうな事務の調整だけを残しておりまして、これはこれから役場職員に鋭意努力させまして、少なくとも1月1日には、住民の皆さんにご迷惑をおかけしないような体制を作りあげたいというふうに考えております。

私は、この調印の話が出ましてから、いろいろと岸本町の現状をチェックしたり、町勢要覧を見て50年の足取りを振り返ってみました。私は、今では岸本町は、県下に35町村ございますが、そうそう引けをとるような状態ではないというふうに確信しております。これも先輩の皆さんが一生懸命努力していただいて、たまたま私が引き継いだということにほかなりません。

振り返ってみますと、昭和30年代は非常に財政状況の厳しいときでございまして、岸本町も自主再建に追われておりました。時の後藤町長は、私を呼ばれまして「とにかく赤字から脱却しよう」と「私はそういうことを選挙の公約に掲げたい」というふうにまで言われた時でございました。振り返ってみますと、今は非常に財政的にも厳しい感じもしますが、昭和30年代は、今ほど住民福祉は充実しておりませんが、財政が非常に厳しかったということは、想像に余りあります。

そういうふうな時代から今日まで、先輩の皆さんのご努力によりまして、今日、溝口町からも信頼されて「岸本町なら合併してやってもいい」とお墨付きをいただくようになったということをしみじみ振り返りまして、先輩の皆さんに感謝を申し上げたところでございます。

私は、合併の話が出ましてから、いろいろ考えさせられました。

しかし、これからの地方自治体は国からますます厳しい財政状況を強いられ、これまで先輩の皆さんが営々と築いてこられた福祉水準の維持をも難しくなるのではないかという懸念が、私の胸の中に広がりました。これに対応するには、単町では無理だろう。行政規模を大きくして対応するより仕方ないのではないかという結論を出し、議会の皆さんにもご説明し、ご協力いただき、今日に至っております。私は伯耆町として、行政規模を大きくして、人的にも財政的にも出来るだけ足腰を強くして、いやしくも住民の皆さんの福祉水準が後退することのないように、努めていただかななくてはならないというふうに思っております。

しかし、国の情勢は、私はますます厳しくなると思います。片山鳥取県知事が中央の方

に強く自分の考えを主張しておられますが、私は小さな自治体といえども国や県に対して言うときには言わなければならない事態が来ると考えています。そういうふうな、国に対して、県に対して強く主張できるというのは、それだけの自治体の力が備わってこなければだめだろうというふうに思います。町長一人がいくら騒いでもだめです。議会の皆さんや住民の皆さんの後押しがなければ、本当に直ぐ吹き飛ばされてしまうと思います。

私は、議会の皆さん、町民の皆さんと力を合わせて、住み良い町づくりの基盤を、新しい町伯耆町に引き継いでいきたいと思います。

今日ご臨席賜りました平井副知事さんを始め、県議会の先生の皆さん、どうか、「小さい自治体でも一生懸命やれば運営していけるんだ」というふうに応援していただきたいと思います。

確かに伯耆町はまだ小さいです。しかし、小さいながらもキラリキラリ光る、将来に向かっての住民福祉の向上を目指して、光を発信できるような町にぜひなっていただきたい。私はそういう思いを込めて、新町に引き継いでいきたいと思います。

ご出席の両町の皆さん、どうか、光が鳥取まで届くかどうか分かりませんが、絶えずラリチラリと光らせて、平井副知事にも「ああ、やっとなるんだな」という覚えができるような、そういうふうな町になるようにご協力賜りますように切にお願い申し上げます、私のあいさつにさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

住田溝口町長あいさつ

本日、ここに岸本町と溝口町の合併の協議が整いまして、両町の議会議長の立会いのもとに、また、関係町民の皆様方多数ご参列を賜りまして、厳粛なうちにもこうして盛大に調印の式が滞りなく執り行うことが出来ましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、感慨もひとしおでございます。今日を迎えましたのは、両町の議会の皆さん、合併協議会委員の皆さん、まちづくり委員の皆さん方のご尽力、また、両町の町民の皆様方の暖かいご協力、ご支援の賜物でございます、私からも厚く御礼を申し上げます。

また、本日は鳥取県知事代理として平井副知事様、県会の先生方、その他多数のご来賓の皆様方をお迎えして、こうして盛大に合併協定調印式を開催できますことを心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、新しく誕生いたします伯耆町の行く末を見守っていただきたいと思いますと同時に、今後とも暖かいご支援とご理解、ご高配を頂戴いたしますことをこの場を借りまして、よろしくようお願い申し上げます。

また、溝口町長という立場から、溝口町民の皆さん、溝口町議会の皆さんにもこの日を迎えるまで、ご心配をおかけし、ご協力、ご理解をいただいたことを厚く御礼を申し上げ

るしだいであります。

地方の時代と言われて久しいものがありますが、地方分権一括法の施行によりまして、地方分権の時代が現実のものとなってまいりまして、住民に最も身近な市町村の役割が益々重要となり、自治の自立が求められる中で、それに対応した自治体の構築を迫られてまいります。

そうした中から「合併は避けて通れない課題である」このような認識のもとに、事務レベルで鳥取西部圏域の大規模合併や、あるいはまた、岸本・会見・西伯と本町と4町との合併、あるいは日野郡内4町の合併、3つのケースに分かれて検討・研究を重ねてまいったところでございます。

そして、その資料をもとに、合併に対します住民の説明会ももたせていただき、住民の意向も汲み取る努力してまいりました。と同時に住民の皆さんのアンケートも採らせていただいたところでございます。

また、議会におかれては、議会特別委員会を設置されて、合併についてのご検討もいただいております。

そういった中で、溝口におきましては、合併に関しまして町民の意向が76%強の町民の意向が川下の方に目が向いていると、このような状況が読み取れる中で、議会の皆さんと十分協議しながら、国立公園大山や、また、日野川という豊かな自然を共有する隣の町の岸本町との合併を、溝口町としては志望し、そして岸本町執行部並びに岸本議会の皆さんとの意思の疎通を図りながら、取り組んでまいったところでもございます。

そして、お互いに、大規模合併によりましてこれまで、築き上げられた文化、歴史、伝統、また地域のコミュニティ機構が、大きいところに埋没する懸念のある合併よりも、地域の顔が見える、そして、きめ細やかな施策が展開できる、先ほども河合町長からお話がありましたように、米子市という中核都市の周辺に存在感のある、きりりとした個性のある町を作った方が、地域住民福祉のためにも良いのではないかという認識のもとに、岸本町の皆様方のご理解もいただいて、昨年春から合併協議会をとおして調整作業を行ってまいったところでございます。

先ほどらい、経過報告なり協定書の内容について報告があったところでありますし、また、協議会長であります岸本町長からも、その辺のお話もございました。

合併の協議に当たりましては、いろいろな課題があります。2町と言えども、それぞれ長い歴史、文化、伝統、そうした流れの中から、町の持つ個性、また、特色がございます。

また、溝口町の場合には、日野郡という長い歴史の中で培われて文化なり、中山間地域という特色のある、また、行政の展開、また、まちづくりの手法等、それぞれが持っております違いのある部分がございます。いろいろな作業の面では、いろいろな課題に直面しましたが、しかしながら、この合併を成功させなければならない、良い町を作っていかなければならないという、そういう思いの中で取り組んでまいったところでもございます。

また同時に、厳しい財政事情を背景としまして、課題を先送りすることなく、一元化できるものは努めて一元化に努めてまいったところでございます。

また、お互いの町が持っております特色、良い面は十分活かしながら、それを町づくりの基本としまして調整を心がけてまいったところでございます。

多くの住民参画をいただいて、まちづくり委員会で提言をいただきまして、それをもとにして、新しく誕生いたします伯耆町は「森と光が織りなすうるおいの町、共生と交流の伯耆町」とその理念を定めておりますように、国立公園大山の、そして日野川といった豊かな自然に恵まれております伯耆町でございます。その豊かな自然と人とが調和しながら、この町に住んで良かった、住むことに潤いと安らぎを感じる、そういう地域であり、また同時に、この地域を訪れていただく人が楽しさ、魅力を感じていただく地域、そして交流によって地域産業の活性化が図られる、人と人とが支えあえる町を目指す、新しい町づくりの理念を設定し、これに向かって、両町の町民の皆さんと行政とが一体となった新しい町を作り上げ、発展をさせていかなければならないと、このような強い思いでございます。

今年は両町にとりまして、今の町が誕生して50年という、記念すべき大きな節目でございます。両町の町民の皆さんが、懸命なご努力によりまして築き上げられた、それぞれの文化、歴史、伝統、そうしたものを新しい町の財産としてすべてを引き継いで、そして、発展させていかなければならない。

特に私は、溝口の町民の皆様にとりましてお願いを申し上げたいと思いますのは、平成12年10月に発生しました鳥取県西部大地震によって、本当に大きな被害を被りました。

しかしながら、町民の皆さんが、復興に向けて力強く立ち上がっていただいた、そして完全に復興を果たしていただいた、あの力、エネルギーそのものを新しい町にしっかりとつないでいただいて、そして、力となって新しい町を発展させていきたい。

このことをお願い申し上げます。本日こうして、合併の調印式をめでたく執り行うことができました。さらにこの町を発展させていかなければならないという、町民の皆さん、また行政の皆さんと心を1つにして、町を築いていくことを固く誓いながら、ご参列をいただきました皆さん方の今後一層のご協力、また、ご支援、ご理解を頂戴いたしますことをお願い申し上げます、今日までお世話になりましたことに重ねて御礼を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

岸本町・溝口町合併協定書

1 合併の方式

岸本町及び溝口町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年 1 月 1 日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、伯耆町（ほうきちょう）とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、現在の岸本町役場の位置（岸本町吉長 37 番地 3）に置くものとし、現在の溝口町役場の位置（溝口町溝口 647 番地）に分庁舎を置くものとする。

5 財産の取り扱い

- (1) 財産の取り扱いについては、合併時に両町が所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
- (2) 財産の取得、管理及び処分に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (3) 公共施設等の用地のうち借地については、合併時までには買収に向けた取り組みをし、買収ができないものについては、そのまま新町に引き継ぐものとする。

6 慣行の取り扱い

- (1) 慣行の取り扱いについては、合併後の早い時期に一元化するものとする。
- (2) 儀式、典礼及び表彰に関することについては、合併後に一元化するものとする。

7 機構及び組織の取り扱い

- (1) 新町の機構及び組織の取り扱いについては、次の方針に基づき整備するものとする。
現岸本町役場を本庁舎とし、現溝口町役場を分庁舎として利用する。
地方分権、新町合併まちづくり計画及び新たな行政課題に対応できるものとする。
住民が利用しやすく、分かりやすいものとする。
・本庁舎及び分庁舎に設置する課は、下表のとおりとする。

本庁舎	総務課、住民課、税務課、企画振興課、福祉課、健康対策課、生活環境課、上下水道課、商工観光課、産業振興課、建設課、出納室、議会事務局
分庁舎	総合窓口課、住民活動推進課、人権政策課、出納室（兼務）、教育委員会事務局、農業委員会事務局、地域情報室

- (2) 行政改革に関する方針・計画については、合併後に一元化するものとする。

8 条例、規則等の取り扱い

条例規則等については、各種事務事業等の調整内容に基づいて統一を図り、次の施行方針の区分に従い、整備するものとする。

施行方針区分	内 容
即時	空白期間が許されないもの、公の施設等の設置・管理に関するもの、新町発足時に統合するものは、合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行する。
漸次	新町での政策判断が必要なもの、新町で調整することとしたもの、議員のみ

	に提出権があるものは、合併後に議会の審議等所定の手続きを経て施行する。
暫定	新町発足時に統一が困難なもの、旧町の事務で新町において整理等を行う必要があるものは、暫定的に施行する。
廃止	新町において不要なものは廃止する。

9 議員定数及び任期の取り扱い

- (1) 議員の任期については、市町村合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定（在任特例）を適用し、合併前の 2 町の議会議員全員が平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。
- (2) 在任特例期間終了後の新町の議会議員の定数は 16 名とし、選挙区は設置しない。

10 農業委員会委員定数及び任期の取り扱い

- (1) 農業委員会は、合併時に統合し、両町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- (2) 選挙による委員の定数は、20 名とする。

11 特別職の職員の身分の取り扱い

- (1) 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を各 1 名置くものとする。給与については、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。旅費については、合併時に溝口町の例をもとに一元化するものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- (2) 議会議員の定数及び任期については、協議項目 9 議員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額及び鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額については、溝口町の例をもとに定めるものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- (3) 農業委員会委員の定数及び任期については、協議項目 10 農業委員会委員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- (4) 公平委員会については、現行のとおり鳥取県人事委員会に委託するものとする。他の行政委員会の設置及び委員数・任期等については、法令の定めるところによるものとする。報酬は、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- (5) 非常勤の消防団員の設置及び団員数等については、協議項目 15 消防団の取り扱いによる。報酬等については、現行の額をもとに定めるものとする。
- (6) 諮問機関及び付属機関等の設置については、次の方針によるものとする。
現に両町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

一方の町にのみ設置されているもので、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の制度をもとに新たに設置する。

報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。

(7) 議会の議員その他非常勤の特別職の職員の公務災害補償については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

12 一般職の身分の取り扱い

(1) 岸本町、溝口町の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職名、任用、給料及び諸手当については、合併時に一元化を図るものとする。

(4) 職員の任免、給与その他身分に関することについては、公正に取り扱うものとし、その細目は2町の長が別に協議して定めるものとする。

13 広域行政の取り扱い

両町ともに加入している団体及び南部箕蚊屋広域連合、西伯町ほか2か町清掃施設組合、日野病院組合については、新町発足の日の前日をもって加入団体から脱退し、新町において新町発足の日に新たに加入するものとする。

土地開発公社については、岸本町は合併時まで西伯郡南部土地開発公社から脱退し、溝口町土地開発公社の定款を変更して新町に引き継ぐものとする。

14 公共的団体の取り扱い

公共的団体の取り扱いについては、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

(1) 共通の目的を持った団体は、できる限り新町発足時に統合できるよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

15 消防団の取り扱い

(1) 消防団については、合併時に次のとおり一元化するものとする。

団員数は163人とする。(8分団各20人、団長1人、副団長2人)

団員報酬及び費用弁償については、別に調整するものとする。

消防団員福祉共済掛金の補助については、1人当たり3,000円の掛金に対し、2,000円(3分の2)とする。

各分団の配備車両は、当面現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

幹部研修については、岸本町の例によるものとする。

(2) 消防団の取り扱いについては、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。

16 地方税の取り扱い

(1) 税率については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、国民健康保険税については、協定項目21国民健康保険事業の取り扱いによるものとする。

- (2)納期については岸本町の例により平成 17 年度から一元化するものとする。
 (3)同和対策に係る固定資産税減免については、合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。

17 使用料、手数料等の取り扱い

- (1)農業集落排水施設の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。(詳細は下表のとおり。)

区分	調整内容			備考
使用料 (税別)	平成 17 年度 世帯割 1,800 円 世帯員割 400 円/人	平成 18 年度 世帯割 2,100 円 世帯員割 400 円/人	平成 19 年度 世帯割 2,400 円 世帯員割 400 円/人	19 年度は岸本町の現行料金とする。
徴収方法	平成 17 年度から岸本町の例により一元化する。(2 か月毎に奇数月に徴収)			
加入金	同上。			
分担金	同上。ただし、現在着手中及び地元説明完了の地区は現行のとおりとする。			

- (2)公共下水道事業の分担金、使用料及び加入金については、農業集落排水事業に準ずるものとする。
 (3)特定地域生活排水処理施設の分担金及び使用料については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。(制度及び減免については溝口町の例によるものとし、分担金、使用料、使用料徴収方法については、農業集落排水事業に準ずるものとする。)
 (4)水道料金については、合併後に一元化するものとする。(調整の詳細は下表のとおり。)

区分	調整内容	備考
使用料 (税別)	平成 17 年度から一元化 基本料金 800 円 / 月(8tまで) 超過料金 100 円 / t	ペンション地区飲料水供給施設、各専用水道及び柵水高原地区簡易水道は現行のとおりとする。
徴収方法	平成 17 年度から岸本町の例により一元化する。(2 ヶ月毎に奇数月に徴収)	
公共施設水道料	同上。(集落管理の共有施設の水道料金は、1 集落につき 3 栓までは町負担とする。)	

- (5)水道加入金については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。(調整の詳細は下表のとおり)

地区	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
柵水高原地区	189,000	210,000	262,500	420,000	735,000	1,050,000
その他の地区	105,000	157,500	210,000	262,500	315,000	525,000

- (6)可燃ゴミ収集用袋販売については、合併後に一元化するものとする。
 (7)不燃ゴミ収集用袋販売については、合併後に岸本町の例により定めるものとする。
 (8)一般廃棄物収集運搬業許可手数料、浄化槽清掃業許可手数料については、合併時に一元化するものとする。

- (9)水道給水装置設計審査及び同工事検査手数料については、合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。
- (10)公民館使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に一元化に努めるものとする。
- (11)総合スポーツ公園使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (12)体育施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、使用時間の単位については、合併時に一元化するものとし、使用料単価については、合併後に一元化に努めるものとする。
- (13)学校施設使用料については、溝口町の例によるものとする。

18 補助金、交付金等の取り扱い

町が単独で行う補助事業の調整については、原則として次の方針により調整するものとする。

- (1)いずれか一方の町にのみある制度については、原則として新町に引き継ぐものとする。
- (2)両町に同様な制度ある場合は、住民に有利な方を新町に引き継ぐものとする。
- (3)一方の町にのみある独自の目的をもった団体への補助金は、当面は現行のとおりとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行うものとする。
- (4)両町で同様な目的をもった団体への補助金は、団体が統合した場合は現行の制度をもとに新たに算定するものとし、団体の統合後3年以内に算定方法の見直しを行うものとする。団体が統合されない場合は合併後1年度に限り現行のとおりとする。
- (5)上記(1)から(4)のいずれにもより難しい場合は、個別に協議するものとする。

19 字名の取り扱い

- (1)字名のうち岸本町福岡と溝口町福岡については、合併前に調整を図り合併時に再編するものとし、その他の字名については、現行のとおりとする。
(岸本町の「福岡」を変える。新たな名称については、住民の意向を尊重する。)
- (2)新町の字の区域及び字の表記は、現行のとおりとする。
(大字名の前に「大字」の文字を表記しない。)

20 諮問機関の取り扱い

諮問機関の取り扱いについては、本協定書中 11 特別職の職員の取り扱い(6)の方針に定めるとおりとする。ただし、岸本町水道事業運営審議会については、合併時に廃止し、新たな諮問機関を設置するものとする。

21 国民健康保険事業の取り扱い

- (1)国民健康保険税については、税率は合併後(平成17年度から)に平成16年度決算をもとに新たに定めるものとし、納期は岸本町の例により一元化するものとする。
- (2)国民健康保険財政調整基金の取り扱いについては、合併時の基金残高を新町に引き継ぐものとする。

(3) 国民健康保険事業（人間ドック）については、合併後に溝口町の例をもとに一元化するものとする。

22 介護保険事業の取り扱い

合併時に岸本町の例により一元化するものとする。

23 電算システムの取り扱い

(1) 両町が同じシステムを導入している場合、合併時までにデータの統合等の調整により、合併時にシステムの一元化を図るものとする。

(2) 両町が異なるシステムを導入している場合、または、どちらか一町のみがシステムを導入している場合には、地籍管理システムを除き、合併時にどちらかのシステムに一元化を図るものとする。

(3) 現在、導入予定が決まっていないシステムは、調整対象とせず新町で検討する。

(4) 新町の電算処理に必要な機器等（サーバー等共用する機器及びシステム）のうち、新町発足までに準備が必要なものは、どちらか一方の町が予算計上して導入し、もう一方の町が応分の負担金を支払う。導入した機器等は、新町に引き継ぐものとする。

(5) 地籍管理システムは、合併後に一元化を図るものとする。

24 新町建設計画

新町建設計画は、岸本町・溝口町合併まちづくり計画に定めるところによるものとする。

25 各種事務事業の取り扱い

(1) 財政事務

基金に関することについては、合併時の基金残額を新町に引き継ぐものとする。地方債借入現在高については、合併時の借入額を新町に引き継ぐものとする。

(2) 消防防災関係事業

防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後1年以内に一元化のための移行計画を策定するものとする。

自主防災組織については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

地域防災計画については、合併後に早急に計画を策定するものとする。ただし、合併時の暫定措置として、次の点は一元化するものとする。

- ・ 職員の参集基準・体制及び対策本部の設置基準は溝口町の例による。
- ・ 避難所は、現行のとおりとする。
- ・ 関係機関等の協力体制は、新町の郡の所属により対応する。

(3) 公共交通事業

過疎バス路線維持対策事業については、当面現行のとおりとし、合併後に循環バスの導入と併せて検討するものとする。

マイクロバス管理事業については、合併後に岸本町の例により一元化するものと

する。

(4) 納税関係業務

全期前納報奨金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、国民健康保険税の全期前納報奨金は廃止するものとする。

納税奨励事業のうち町税徴収取り扱い手数料については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、手数料の交付率については、溝口町の例によるものとする。なお、合併後早い時期に制度を廃止する方向で検討するものとする。

納税奨励事業のうち優良納税組合表彰及び納税組合長報酬については、合併後に廃止するものとする。

(5) 出納業務

指定金融機関等指定事務については、岸本町の例により合併時に一元化するものとする。

(6) 地域コミュニティ事業

有線放送の取り扱いについては、合併時に次により一元化するものとする。

岸本町の補助制度は廃止するものとする。ただし、台風等の災害復旧については、8割補助とする。

中国電力柱及びN T T柱の共架料は、町が負担するものとする。

(7) 情報通信事業

ケーブルテレビ事業については、当面は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

ケーブルテレビ聴視料の徴収事務については、現行の制度をもとに次のとおり定めるものとする。

- ・全期前納報奨金は合併時に廃止するものとする。
- ・徴収手数料については当面現行のとおりとし、合併後に廃止を検討する。
- ・使用料の徴収は、2月に1回の徴収とする。ただし、住民の負担が集中しないよう町税及び公共料金と調整を図るものとする。
- ・使用料(利用料)に差があるため、岸本町エリアについては、多チャンネル加入世帯1世帯当り月1,000円を5年間補助しながら、合併後5年を目途に統一を図る。

(8) 地域開発関係事業

総合計画及び国土利用計画策定事業については、合併後に新たに策定するものとする。

岸本町地域建設事業計画については、その内容を新町の総合計画に反映させるものとする。

(9) 交通安全事業

交通遺児基金については、合併後に岸本町の例をもとに新たに定めるものとする。

(10) 医療費助成

特別医療費助成及び町独自の医療費助成については、合併時に一元化するものとする。

(11) 老人保健事業

健康診査（基本検診）及びがん検診については、合併時に一元化するものとする。

人間ドック検診については、溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

(12) 高齢者福祉事業

高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成については、溝口町の例によるものとする。

在宅介護の相談・支援、在宅軽度生活支援事業、高齢者移送サービス・通院助成等事業、敬老会、金婚式及び高齢者の贈り物については、合併時に一元化するものとする。

生きがい・健康維持のための通所サービス、痴呆介護教室については、合併時に岸本町の例をもとに一元化するものとする。

高齢者緊急通報体制整備事業については、合併後 3 年程度で一元化を図るものとする。

(13) 児童福祉事業

遺児手当については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

児童福祉手当については、当面は岸本町の例によるものとする。（新町において新たな関連事業を実施する際には廃止する。）

出産祝金事業については、当面は溝口町の例によるものとする。（新町において新たな関連事業を実施する際には廃止する。）

(14) 障害者福祉事業

岸本作業所運営費補助事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

おしどり作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(15) 社会福祉協議会

社会福祉協議会運営事業については、合併時に一元化するものとする。

(16) 環境対策事業

可燃ゴミの処理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（合併後に収集区域の見直しを行うものとする。）

廃棄物減量等推進委員会については、合併後に岸本町の例により新たに定めるものとする。

分別収集については、合併後に一元化するものとする。

(17) 保育事業

保育料については、合併後に一元化するものとする。(保育料の額は平成17年度から岸本町の例をもとに一元化し、徴収基準額の区分は溝口町の例によるものとする。)

(18) 上水道事業

繰入金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

水道料金取扱手数料については、当面は現行のとおりとし、合併後早い時期に廃止を検討するものとする。

(19) 下水道事業

下水道改修資金貸付事業については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

下水道使用料取扱手数料については、当面は現行のとおりとし合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

(20) 土木建設事業

町道管理事業については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。

(21) 農林水産事業

松くい虫防除事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行うものとする。

樹種転換事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

町管理の林道維持管理事業については、合併時に溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。

町有林管理事業については、合併時に岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

森林管理巡視事業については、合併後に廃止するものとする。

農業用施設補助災害復旧事業については、合併時に一元化するものとする。

農地補助災害復旧事業については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。

(22) 観光事業

フェスティバル・ディア・マスミズ事業及び索道事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。

大山ガーデンプレイス管理運営事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。

(23) 小中学校の通学区域

小中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、岸本中学校の通学区域については、旧岸本町の区域を通学区域として定めるものとする。

(24) 学校教育事業

障害児教育に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 寄宿舍運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(25) 学校給食事業

学校給食に関することについては、合併後に一元化するものとする。ただし、給食の実施回数及び給食の最終日は、合併時に一元化するものとし、給食センターに関することについては、現行のとおり引き継ぐものとする。

給食費保護者負担調整方法

年度	学校区分	給食費保護者負担額（円）	備考
17年度	小学校	256	
	中学校	287	
18年度	小学校	259	
	中学校	298	
19年度	小学校	262	
	中学校	309	

給食センターの管理運営に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後の早い時期に一元化するものとする。

(26) 社会教育事業

成人式については合同実施とし、合併後に一元化を図るものとする。

社会教育事業については、次の方針により合併時に一元化するものとする。

両町ともに同じ事業及びどちらか一方の町のみ事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、実施方法については合併後に検討する。

両町ともに同様の趣旨の事業を行っており内容が異なるものについては、合併に当たって一元化するものとし、実施方法はどちらかの町の例によるか新たに定めるものとする。

上記の調整方針によりがたい事業については、個々に調整するものとする。

公民館管理事業に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(27) 社会体育事業

オールジャパンジュニアトライアスロン及び栴水開発リーゼンスラローム大会に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(28) 文化振興事業

岸本町写真美術館管理運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

ふるさと創生事業については、新町に引き継ぐものとし、合併後に実施方法を検討するものとする。

(29) その他

戦没者慰霊祭については合同実施とし、合併後に一元化するものとする。

本協定書の調整方針に基づく具体的調整方法及びその他の調整項目については、岸本町・溝口町合併協議会で確認された行政現況調書調整一覧表によるものとする。

調 印 書

岸本町及び溝口町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく岸本町・溝口町合併協議会において、本書のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成 16 年 8 月 17 日

岸本町長
溝口町長

立 会 人

岸本町議会議長
溝口町議会議長

(2) 合併関連議案の議決

合併協定調印式が行われた平成 16 年 8 月 17 日の午後 2 時から、両町議会で合併関連議案を審議するための臨時議会が召集され、両町ともすべての議案が原案のとおり可決されました。

合併関連議案

議案第 号

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することを鳥取県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 8 月 17 日 提出

町長

議案第 号

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う財産処分を、別紙協議書案のとおり 郡 町と協議して定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 5 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 8 月 17 日 提出

町長

議案第 号

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合により新たに設置される
伯耆町の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う伯耆町の議会の議員の定数を、別紙協議書案のとおり 郡
町と協議して定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条
第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月17日 提出

町長

議案第 号

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合に伴う経過措置に関する
協議について

平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく経過措置を、別紙協議書案のとおり 郡 町と協議して定めることについて、第7条第4項において準用する第6条第8項及び第8条第4項において準用する第6条第8項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月17日 提出

町長

合併関連協定書

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合に伴う財産処分に関する 協議書

平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、次のとおり定める。

- 1 西伯郡岸本町の財産は、すべて伯耆町に帰属させる。
- 2 日野郡溝口町の財産は、すべて伯耆町に帰属させる。

平成 年 月 日

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合により新たに設置される 伯耆町の議会の議員の定数に関する協議書

平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う伯耆町の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、次のとおり定める。

伯耆町の議会の議員の定数は16人とする。

平成 年 月 日

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合に伴う経過措置に関する
協議書

平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を次のとおり定める。

1 議会の議員の任期

合併特例法第7条第1項の規定に基づき、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の議会の議員で伯耆町の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、平成17年4月30日まで新たに設置される伯耆町の議会の議員として引き続き在任するものとする。

2 農業委員会の委員の定数及び任期

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される伯耆町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者について、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を24人とし、その引き続き在任することができる期間を平成17年7月19日までとする。

平成 年 月 日

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

6. 合併の申請

(1) 合併申請書

8月17日に合併協定書調印と両町議会で合併関連議案が可決されて、合併に必要な条件がすべて整ったことになり、同月20日には、河合岸本町長と住田溝口町長が県庁を訪れ、平井副知事に「西伯郡岸本町と日野郡溝口町の廃置分合について（申請）」（合併申請書）を提出しました。

合併申請書

発岸総第89号

発溝第480号

平成16年8月20日

鳥取県知事 片山善博様

岸本町長 河合 勝

溝口町長 住田 圭成

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年1月1日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要
- 第2 新町の名称及び事務所の位置
- 第3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し
- 第4 協議書の写し
- 第5 合併協定書（新町建設計画を含む。）
- 第6 関係町の現況表
- 第7 関係図面

(2) 国・県における合併手続き状況

河合岸本町長と住田溝口町長の合併申請書提出後、県では平成16年9月定例県議会に「議案第24号町の廃置分合について（伯耆町）」及び「議案第25号伯耆町

の属すべき郡の区域を定めることについて」を提案し、同年10月8日に原案のとおり可決されました。

これによって、県から総務大臣に、西伯郡岸本町と日野郡溝口町を廃し、伯耆町を設置することが届けられました。

総務省では、同年10月22日に「総務省告示第809号 町の廃置分合」で平成17年1月1日に伯耆町を設置することと「総務省告示第810号 郡の区域決定」で伯耆町の属する郡を西伯郡する旨の告示がされ、正式に伯耆町誕生が認められることになりました。

議案第24号

町の廃置分合について（伯耆町）

平成17年1月1日から、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、これらの区域をもって伯耆町を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年9月15日

鳥取県知事 片山善博

議案第25号

伯耆町の属すべき郡の区域を定めることについて

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴い、平成17年1月1日から、同町の属すべき郡の区域を西伯郡とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第259条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年9月15日

鳥取県知事 片山善博

官報

○総務省告示第八百九号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八百十号

郡の区域決定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することに伴い、同法第二百五十九條第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を西伯郡とする旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

7. 閉町式・閉庁式

合併の準備がすべて整い、あとは新町が誕生する新年1月1日を迎えるだけとなった平成16年12月28日に、岸本町と溝口町それぞれで閉町式・閉庁式が開催されました。

岸本町閉町式及び閉庁式

岸本町閉町式

日時：平成16年12月28日（火）11：00～

場所：岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

11：00～ 岸本町50周年記念ビデオ上映

「素晴らしきふるさと ～さらなる飛躍を目指して～」

11：25～

1. 開会の辞
2. 町の歌斉唱
3. 町長あいさつ
4. 町議会議長あいさつ
5. タイムカプセル設置
6. 町旗降納
7. 閉会の辞

岸本町閉庁式

日時：平成16年12月28日（火）16：00～

場所：岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会
 2. 町の歌斉唱
 3. 町長あいさつ
 4. 助役あいさつ
 5. 教育長あいさつ
 6. 閉会
- 閉式後記念写真撮影

溝口町閉町式及び閉庁式

溝口町閉町式

日時：平成16年12月28日(火) 10:00～

場所：鬼の館ホール

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 町旗降納
5. 万歳三唱
6. 閉会

溝口町閉庁式

日時：平成16年12月28日(火) 16:00～

場所：溝口町中央公民館大会議室

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 助役あいさつ
4. 教育長あいさつ
5. 送別のことば
 - ・職員代表
 - ・花束贈呈
6. 閉会

8. 協議会の廃止

合併協議会では、平成16年11月25日に開催された第25回合併協議会で、合併に関する協議をすべて終えました。

また、河合岸本町長を職務執行者とする「岸本町・溝口町の廃置分合に伴う伯耆町職務執行者に関する協議書」も同月16日に締結しており、その内容を第25回合併協議会で報告しています。

これにより、両町は、平成16年12月定例町議会に議案「岸本町・溝口町合併協議

会の廃止について」を提出し、12月10日に両町議会で可決されました。

そして、同月20日付けで鳥取県知事に「岸本町・溝口町合併協議会の廃止について（届出）」を提出し、平成16年12月31日をもって合併協議会は廃止されました。

岸本町・溝口町の廃置分合に伴う伯耆町長職務執行者に関する協議書

西伯郡岸本町、日野郡溝口町を廃し、その区域をもって平成17年1月1日から新たに伯耆町を設置することに伴う伯耆町長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づく協議により、次のとおり職務執行者を定めるものとする。

1 職務執行者 岸本町長 河合 勝

2 任 期 平成17年1月1日から新町の町長選挙の執行日まで

平成16年11月16日

岸本町長 河合 勝

溝口町長 住田圭成

合併協議会廃止の議案書と告示

議案第118号

岸本町・溝口町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成16年12月31日をもって岸本町・溝口町合併協議会を廃止する。

平成16年12月6日 提出

岸本町長 河合 勝

議案第96号

岸本町・溝口町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、平成 16 年 12 月 31 日をもって岸本町・溝口町合併協議会を廃止する。

平成 16 年 12 月 8 日 提出

溝口町長 住 田 圭 成

岸本町告示第 74 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、平成 16 年 12 月 31 日をもって岸本町・溝口町合併協議会を廃止することについて、同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 10 日

岸本町長 河 合 勝

溝口町告示第 52 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、平成 16 年 12 月 31 日をもって岸本町・溝口町合併協議会を廃止することについて、同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 12 月 10 日

溝口町長 住 田 圭 成

合併協議会廃止届

発岸総第 1 4 9 号
溝総第 8 5 1 号
平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日

鳥取県知事 片 山 善 博 様

岸本町長 河 合 勝
溝口町長 住 田 圭 成

岸本町・溝口町合併協議会の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成16年12月31日をもって、岸本町・溝口町合併協議会を廃止するので下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1 協議会を廃止した理由

平成16年10月22日付けで西伯郡岸本町、日野郡溝口町の廃置分合について、総務大臣告示がなされ、平成17年1月1日付けで伯耆町が施行されることに伴い、岸本町・溝口町合併協議会を平成16年12月31日付けで廃止する。

2 関係地方公共団体の議会の議決書の謄本
別添のとおり

3 その他参考資料

（1）岸本町・溝口町合併協議会規約

（2）官報（平成16年10月22日付け 総務省告示第809号）の写し

9. 合併協議会設置から新町誕生までの経緯一覧表

年 月 日			主な会議・出来事
平成15	4	1	岸本町・溝口町合併協議会の設置
	5	13	第1回合併協議会(合併方式及び合併期日(目標))
		19	第1回新町名称小委員会(基本事項説明、今後の進め方)
		30	第2回新町名称小委員会(名称選定方法)
		31	第1回新町事務所位置小委員会(基本事項説明、今後の進め方) 第1回議員等の定数及び任期小委員会(基本事項説明、今後の進め方)
	6	4	第3回新町名称小委員会(名称募集方法、名称選定方法)
		7	第2回新町事務所位置小委員会(事務所の設置方式)
		11	第2回議員等の定数及び任期小委員会(議員・農業委員会委員の定数と任期)
		17	新町名称募集開始(7月31日まで)
		24,25	第2回合併協議会 委員視察(さぬき市、篠山市)
		30	第3回新町事務所位置小委員会(事務所の設置方式、評価シート)
	7	1	第4回新町名称小委員会(アンケート方法)
		4	第3回議員等の定数及び任期小委員会(議会・農業委員会の意見聴取、今後の運営)
		8	第3回合併協議会(まちづくり委員会、まちづくりアンケート)
		9	合併まちづくりアンケートを発送
		10	第1回まちづくり委員会(両町の各種計画説明)
		18	第4回議員等の定数及び任期小委員会(議員・農業委員会委員の定数と任期、今後の運営) まちづくり委員会町内視察
		21	まちづくり委員会町内視察
		22	第5回新町名称小委員会(アンケート方法、小委員会での絞り込み) 第2回まちづくり委員会(ワークショップ)
		25	第4回新町事務所位置小委員会(評価シート)
	8	4	第5回議員等の定数及び任期小委員会(両町の協議状況、議員・農業委員会委員の定数と任期)
		6	第6回新町名称小委員会(名称募集結果、アンケート方法)
		7	第3回まちづくり委員会(ワークショップ)
		20	第4回合併協議会(新町名称募集結果、名称絞り込み方法)
		27	第5回新町事務所位置小委員会(評価項目の配点、本庁舎位置)

		28	第4回まちづくり委員会(ワークショップ、内容発表)
		29	第7回新町名称小委員会(新町名称絞込み)
	9	1	第6回新町事務所位置小委員会(協議会提案)
		4	第5回まちづくり委員会(提言とりまとめ)
		6	第6回議員等の定数及び任期小委員会(議員・農業委員会委員の定数と任期)
		10	第5回合併協議会(新町名称候補選定、名称アンケート)
	10	4	第7回議員等の定数及び任期小委員会(議員・農業委員会委員の定数と任期)
		8	第6回合併協議会(新町の事務所位置)
		9	新町名称住民アンケート発送
		17	合併まちづくりシンポジウム(講演会、まちづくり委員提言発表)
		31	第8回新町名称小委員会(疑問表の取り扱い、記念品)
	11	12	第7回合併協議会 (新町名称、農業委員会委員定数及び任期の取扱、電算システム)
		16	第8回議員等の定数及び任期小委員会(議員の定数と任期)
	12	10	第8回合併協議会(公共的団体の取扱)
		22	第9回合併協議会(合併まちづくり建設計画中間報告)
平成16	1	14	第10回合併協議会(議員定数及び任期の取扱、条例規則等の取扱)
	2	13	第11回合併協議会(補助金・交付金の取扱、地域開発関係事業)
		25	第12回合併協議会(合併まちづくり計画原案)
	3	10	第13回合併協議会(消防団の取扱、字名の取扱)
		31	第9回新町名称小委員会(要望書・署名簿の取扱)
	4	7	第14回合併協議会(介護保険事業の取扱)
		30	第15回合併協議会(慣行の取扱、国民健康保険事業の取扱)
	5	13	第16回合併協議会(地方税の取扱)
		31	第17回合併協議会(広域行政の取扱)
	6	1	住民説明会(溝口町日光公民館)
		2	住民説明会(岸本町農村環境改善センター)
		4	住民説明会(溝口町二部公民館)
		7	住民説明会(溝口町中央公民館)
		8	住民説明会(岸本町農村環境改善センター)
		14	第18回合併協議会(新町の郡の所属)
		22	県知事・県議会議長に郡の所属について要望書を提出
		30	第19回合併協議会(合併まちづくり計画、機構及び組織の取扱、

			特別職の身分の取扱)
	7	19	第20回合併協議会(一般職の身分の取扱)
		22	合併出前説明会(岸本町こしが丘)
		30	合併出前説明会(溝口町籠原)
	8	2	第21回合併協議会(財産の取扱、補助金等の取扱、合併協定書)
		5	合併出前説明会(岸本町・溝口町PTA合併協議会)
		17	合併協定書調印
		20	合併申請書提出 合併出前説明会(岸本町丸山)
	9	8	第22回合併協議会(新町町章決定方法、出前説明会状況)
		15	新町町章募集開始(10月15日まで)
		17	岸本町吉定
		27	岸本小・中学校PTA
		28	岸本町久古
		29	岸本町岸本
		30	溝口町PTA協議会
	10	22	平成17年1月1日に伯耆町を設置する旨の総務省告示
		29	第23回合併協議会(公共施設名称、新町庁舎配置)
	11	5	第24回合併協議会(新町町章決定方法)
		16	伯耆町伯耆町長職務執行者に関する協議書締結
		25	第25回合併協議会(職務執行者、新町町章決定)
	12	15	第26回合併協議会(決算見込、協議会解散)
		20	県に合併協議会廃止を届出
		28	岸本町と溝口町で閉町式・閉庁式を挙行
平成17	1	1	伯耆町誕生

第4章 伯耆町誕生

1. 専決処分

平成 17 年 1 月 1 日の伯耆町誕生の日に、伯耆町に必要な条例等の専決処分が河合伯耆町職務執行者によってなされました。

また、告示後には、ケーブルテレビにより、河合職務執行者の新町発足あいさつが町内に放送されました。

専決処分されたものに関する告示

伯耆町告示第 1 号

伯耆町の発足に伴い平成 17 年 1 月 1 日に公布する条例、規則、規程及び要綱等の公布については、伯耆町役場総務課において閲覧することによって公布に替えることとするので告示する。

平成 17 年 1 月 1 日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

伯耆町告示第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の 163 件の条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成 17 年 1 月 1 日

伯耆町長職務執行者

平成17年条例第 1 号	伯耆町役場の位置を定める条例
平成17年条例第 2 号	伯耆町の休日を定める条例
平成17年条例第 3 号	伯耆町公告式条例
平成17年条例第 4 号	伯耆町議会の定例会の回数を定める条例
平成17年条例第 5 号	伯耆町課設置条例
平成17年条例第 6 号	伯耆町に収入役を置かない条例
平成17年条例第 7 号	伯耆町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に關す

	る条例
平成17年条例第 8 号	伯耆町情報公開条例
平成17年条例第 9 号	伯耆町個人情報保護条例
平成17年条例第 1 0 号	伯耆町行政手続条例
平成17年条例第 1 1 号	伯耆町印鑑条例
平成17年条例第 1 2 号	伯耆町防災会議条例
平成17年条例第 1 3 号	伯耆町災害対策本部条例
平成17年条例第 1 4 号	伯耆町水防協議会条例
平成17年条例第 1 5 号	伯耆町生活安全条例
平成17年条例第 1 6 号	伯耆町交通安全対策会議条例
平成17年条例第 1 7 号	伯耆町違法駐車等の防止に関する条例
平成17年条例第 1 8 号	伯耆町有線テレビジョン放送施設条例
平成17年条例第 1 9 号	伯耆町コミュニティプラザ条例
平成17年条例第 2 0 号	おにっ子ランド条例
平成17年条例第 2 1 号	伯耆町遊学館条例
平成17年条例第 2 2 号	二部遊学館条例
平成17年条例第 2 3 号	鬼の館条例
平成17年条例第 2 4 号	ささふく水辺公園条例
平成17年条例第 2 5 号	伯耆町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
平成17年条例第 2 6 号	伯耆町監査委員条例
平成17年条例第 2 7 号	伯耆町固定資産評価審査委員会条例
平成17年条例第 2 8 号	伯耆町職員定数条例
平成17年条例第 2 9 号	公益法人等への伯耆町職員の派遣等に関する条例
平成17年条例第 3 0 号	伯耆町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例
平成17年条例第 3 1 号	伯耆町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例
平成17年条例第 3 2 号	伯耆町職員の定年等に関する条例
平成17年条例第 3 3 号	伯耆町職員の再任用に関する条例
平成17年条例第 3 4 号	伯耆町職員の服務の宣誓に関する条例

平成17年条例第35号	伯耆町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
平成17年条例第36号	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
平成17年条例第37号	伯耆町職員の育児休業等に関する条例
平成17年条例第38号	伯耆町職員の福祉制度に関する条例
平成17年条例第39号	伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
平成17年条例第40号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
平成17年条例第41号	伯耆町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
平成17年条例第42号	伯耆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
平成17年条例第43号	伯耆町公聴会参加者等の費用弁償に関する条例
平成17年条例第44号	伯耆町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
平成17年条例第45号	伯耆町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
平成17年条例第46号	伯耆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
平成17年条例第47号	伯耆町職員の給与に関する条例
平成17年条例第48号	伯耆町職員の特殊勤務手当に関する条例
平成17年条例第49号	伯耆町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
平成17年条例第50号	伯耆町職員等の旅費に関する条例
平成17年条例第51号	伯耆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
平成17年条例第52号	伯耆町財政状況の作成及び公表に関する条例
平成17年条例第53号	伯耆町特別会計条例
平成17年条例第54号	伯耆町税条例
平成17年条例第55号	総合保養地域整備法に基づく固定資産税の不均一課税に関する条例
平成17年条例第56号	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
平成17年条例第57号	伯耆町国民健康保険税条例
平成17年条例第58号	伯耆町分担金徴収条例
平成17年条例第59号	伯耆町手数料徴収条例
平成17年条例第60号	伯耆町督促手数料及び延滞金徴収条例

平成17年条例第61号	伯耆町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
平成17年条例第62号	伯耆町財政調整基金条例
平成17年条例第63号	伯耆町減債基金条例
平成17年条例第64号	伯耆町用品調達基金条例
平成17年条例第65号	伯耆町人材育成基金条例
平成17年条例第66号	伯耆町公共施設等整備基金条例
平成17年条例第67号	伯耆町地域福祉基金条例
平成17年条例第68号	伯耆町交通遺児基金条例
平成17年条例第69号	伯耆町住宅新築資金等貸付事業債償還基金条例
平成17年条例第70号	伯耆町国民健康保険財政調整基金条例
平成17年条例第71号	伯耆町不燃物用ごみ袋購入基金条例
平成17年条例第72号	伯耆町中山間ふるさと農村活性化基金条例
平成17年条例第73号	伯耆町特定農山村地域市町村活動支援基金条例
平成17年条例第74号	伯耆町肉用牛導入特別型基金条例
平成17年条例第75号	伯耆町小野地区専用水道事業基金条例
平成17年条例第76号	伯耆町公共下水道事業推進基金条例
平成17年条例第77号	伯耆町農業集落排水事業推進基金条例
平成17年条例第78号	伯耆町水道事業基金条例
平成17年条例第79号	伯耆町簡易水道事業基金条例
平成17年条例第80号	伯耆町丸山地区専用水道事業基金条例
平成17年条例第81号	伯耆町ケーブルテレビ施設整備事業推進基金条例
平成17年条例第82号	伯耆町電源地域振興基金条例
平成17年条例第83号	伯耆町合併支援事業基金条例
平成17年条例第84号	伯耆町地域情報化推進基金条例
平成17年条例第85号	伯耆町農業振興基金条例
平成17年条例第86号	伯耆町文化振興基金条例
平成17年条例第87号	伯耆町体育振興基金条例
平成17年条例第88号	伯耆町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
平成17年条例第89号	伯耆町立小中学校設置条例

平成17年条例第90号	伯耆町立学校教職員の服務の宣誓に関する条例
平成17年条例第91号	伯耆町立学校施設使用条例
平成17年条例第164号	伯耆町立学校給食センター条例
平成17年条例第92号	伯耆町社会教育委員に関する条例
平成17年条例第93号	伯耆町立公民館条例
平成17年条例第94号	伯耆町教育文化会館条例
平成17年条例第95号	伯耆町図書館条例
平成17年条例第96号	伯耆町立写真美術館条例
平成17年条例第97号	伯耆町別所川溪流植物園条例
平成17年条例第98号	たたら会館条例
平成17年条例第99号	伯耆町青年の家条例
平成17年条例第100号	伯耆町営社会体育施設条例
平成17年条例第101号	伯耆町総合スポーツ公園条例
平成17年条例第102号	伯耆町丸山ふれあいの森条例
平成17年条例第103号	伯耆町文化財保護条例
平成17年条例第104号	伯耆町文化財保護審議会条例
平成17年条例第105号	伯耆町医療費助成条例
平成17年条例第106号	伯耆町特別医療費助成条例
平成17年条例第107号	伯耆町難病患者等ホームヘルプサービス事業の手数料徴収に関する条例
平成17年条例第108号	伯耆町災害弔慰金の支給等に関する条例
平成17年条例第109号	伯耆町被災者住宅再建支援事業助成条例
平成17年条例第110号	伯耆町保育所条例
平成17年条例第111号	伯耆町児童館条例
平成17年条例第112号	伯耆町児童福祉手当支給条例
平成17年条例第113号	伯耆町災害遺児手当支給条例
平成17年条例第114号	伯耆町介護予防事業等の手数料徴収に関する条例
平成17年条例第115号	伯耆町溝口介護相談センターきずみ条例
平成17年条例第116号	伯耆町溝口福祉センター条例
平成17年条例第117号	神奈備ふれあい会館条例

平成17年条例第118号	伯耆町敬老年金支給条例
平成17年条例第119号	伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例
平成17年条例第120号	伯耆町隣保館条例
平成17年条例第121号	伯耆町大型共同作業場条例
平成17年条例第122号	伯耆町しいたけ不時栽培施設条例
平成17年条例第123号	伯耆町国民健康保険条例
平成17年条例第124号	伯耆町岸本保健福祉センター条例
平成17年条例第125号	伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
平成17年条例第126号	伯耆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
平成17年条例第127号	伯耆町清掃センター条例
平成17年条例第128号	伯耆町町営公園墓地条例
平成17年条例第129号	伯耆町生活環境保全に関する条例
平成17年条例第130号	伯耆町農業委員会の選挙による委員の定数条例
平成17年条例第131号	伯耆町農村環境改善センター条例
平成17年条例第132号	伯耆町多目的研修集会施設条例
平成17年条例第133号	伯耆町産地形成促進施設条例
平成17年条例第134号	伯耆町工芸伝承館条例
平成17年条例第135号	添谷農産物加工処理施設条例
平成17年条例第136号	伯耆町農村公園等条例
平成17年条例第137号	日光農村広場条例
平成17年条例第138号	伯耆町溝口多目的グラウンド条例
平成17年条例第139号	伯耆町農林事業分担金徴収条例
平成17年条例第140号	伯耆町集出荷貯蔵施設条例
平成17年条例第141号	伯耆町農業後継者養成奨学資金給付条例
平成17年条例第142号	伯耆町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
平成17年条例第143号	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例
平成17年条例第144号	伯耆町大滝放牧場条例
平成17年条例第145号	伯耆町森林等火入れに関する条例

平成17年条例第146号	榎水フィールドステーション条例
平成17年条例第147号	鬼ミュージアム条例
平成17年条例第148号	伯耆町索道事業の設置等に関する条例
平成17年条例第149号	伯耆町索道事業会計に地方公営企業法の一部を適用する日を定める条例
平成17年条例第150号	伯耆町道路占用料徴収条例
平成17年条例第151号	伯耆町営住宅条例
平成17年条例第152号	伯耆町公共下水道設置条例
平成17年条例第153号	伯耆町公共下水道条例
平成17年条例第154号	伯耆町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例
平成17年条例第155号	伯耆町農業集落排水施設条例
平成17年条例第156号	伯耆町農業集落排水事業分担金徴収条例
平成17年条例第157号	伯耆町浄化槽施設条例
平成17年条例第158号	伯耆町浄化槽整備事業分担金徴収条例
平成17年条例第159号	伯耆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
平成17年条例第161号	伯耆町消防団条例
平成17年条例第162号	伯耆町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
平成17年条例第163号	伯耆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

伯耆町告示第3号

条例の暫定施行について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第3条の規定に基づき、次の条例を伯耆町の条例として、合併前の岸本町、溝口町の区域に引き続き施行する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者

溝口中学校生徒通学費補助金交付条例

溝口町立小学校児童通学費補助金交付条例

岸本町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例

岸本町水道事業の設置等に関する条例

岸本町水道事業給水条例

溝口町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例

伯耆町告示第4号

専 決 処 分 書

伯耆町発足に伴い、次の3件の共同設置する機関等に平成17年1月1日から加入することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会への加入について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会への加入について

鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入について

伯耆町告示第5号

専 決 処 分 書

伯耆町発足に伴い、次の5件の事務の一部を平成17年1月1日から他の地方公共団体へ委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

職員研修に関する事務の委託について

(委託先：鳥取県)

公平委員会の事務の委託について	(委託先：鳥取県)
鳥取県西部広域行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託について	(委託先：米子市)
土地改良事業の事務の委託について	(委託先：江府町)
農業農村整備事業の事務の委託について	(委託先：江府町)

伯耆町告示第6号

専 決 処 分 書

伯耆町発足に伴い、次の2件の一部事務組合に17年1月1日から加入することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

鳥取県市町村消防災害補償組合への加入について
鳥取県市町村職員退職手当組合への加入について

伯耆町告示第7号

専 決 処 分 書

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、本町に属する公金の収納又は支出事務のため、次のとおり指定金融機関を設置することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

1. 指定金融機関の名称及び所在地

株式会社 山陰合同銀行
島根県松江市魚町10番地

2. 収納及び支払事務の総括店舗

株式会社 山陰合同銀行岸本支店

3. 取扱事務の開始年月日

平成17年1月1日

伯耆町告示第8号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成17年1月1日から本町内の大字福岡の名称を大字福岡原と変更することについて、同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

伯耆町告示第9号

専 決 処 分 書

平成16年度伯耆町一般会計暫定予算ほか15件の暫定予算を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月1日

伯耆町長職務執行者 河 合 勝

平成 16 年度伯耆町一般会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町国民健康保険特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町老人保健特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町水道事業会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町簡易水道事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町小規模水道事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町丸山地区専用水道事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町小野地区専用水道事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町町営公園墓地事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町農業集落排水事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町小規模集合排水事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町公共下水道事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町浄化槽整備事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町有線テレビ放送特別会計暫定予算・・・別冊
平成 16 年度伯耆町索道事業会計暫定予算・・・別冊

伯耆町告示第 10 号

伯耆町議会の定例会の招集時期を定める規則ほか 118 件をここに公布する。

平成 17 年 1 月 1 日

伯耆町長職務執行者

平成17年規則第 1 号	伯耆町議会の定例会の招集時期を定める規則
平成17年規則第 2 号	伯耆町行政組織規則
平成17年規則第 3 号	伯耆町庁舎管理規則
平成17年規則第 4 号	伯耆町長の資産等の公開に関する規則
平成17年規則第 5 号	町長の職務代理者を定める規則
平成17年規則第 6 号	収入役の事務を兼掌する助役の事務委任規則
平成17年規則第 7 号	伯耆町情報公開条例施行規則
平成17年規則第 8 号	伯耆町個人情報保護条例施行規則
平成17年規則第 9 号	伯耆町聴聞等の手続に関する規則

平成17年規則第10号	伯耆町戸籍事務の電子情報処理組織による処理に係るデータ保護管理規則
平成17年規則第11号	伯耆町印鑑条例施行規則
平成17年規則第12号	伯耆町有線テレビジョン放送施設規則
平成17年規則第13号	伯耆町有線テレビジョン放送運営委員会規則
平成17年規則第14号	伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会規則
平成17年規則第15号	伯耆町コミュニティプラザ規則
平成17年規則第16号	おにっ子ランド規則
平成17年規則第17号	伯耆町遊学館規則
平成17年規則第18号	二部遊学館規則
平成17年規則第19号	鬼の館規則
平成17年規則第20号	ささふく水辺公園規則
平成17年規則第21号	伯耆町職員の職の設置に関する規則
平成17年規則第22号	公益法人等への伯耆町職員の派遣等に関する条例施行規則
平成17年規則第23号	伯耆町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する規則
平成17年規則第24号	伯耆町職員懲戒審査委員会規則
平成17年規則第25号	伯耆町職員の職務に専念する義務の特例に関する規則
平成17年規則第26号	伯耆町職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則
平成17年規則第27号	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する規則
平成17年規則第28号	伯耆町技能労務職員の勤務時間等に関する規則
平成17年規則第29号	伯耆町職員の育児休業等に関する規則
平成17年規則第30号	伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
平成17年規則第31号	伯耆町職員の給与の支給に関する規則
平成17年規則第32号	伯耆町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
平成17年規則第33号	伯耆町職員の管理職手当に関する規則
平成17年規則第34号	伯耆町職員の住居手当に関する規則
平成17年規則第35号	伯耆町職員の通勤手当に関する規則
平成17年規則第36号	伯耆町職員の単身赴任手当に関する規則
平成17年規則第37号	伯耆町管理職員特別勤務手当に関する規則

平成17年規則第38号	伯耆町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
平成17年規則第39号	旧岸本町職員の寒冷地手当の支給に関する規則及び旧寒冷地手当の支給に関する規則の廃止に伴う経過措置に関する規則
平成17年規則第40号	伯耆町職員の特殊勤務手当に関する規則
平成17年規則第41号	伯耆町技能労務職員の給与に関する規則
平成17年規則第42号	伯耆町職員等の旅費の支給に関する規則
平成17年規則第43号	伯耆町財務規則
平成17年規則第44号	伯耆町補助金等交付規則
平成17年規則第45号	伯耆町税に関する文書の様式を定める規則
平成17年規則第46号	伯耆町滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則
平成17年規則第47号	伯耆町国民健康保険税条例施行規則
平成17年規則第48号	伯耆町税減免規則
平成17年規則第49号	伯耆町国民健康保険税減免規則
平成17年規則第50号	伯耆町建設工事執行規則
平成17年規則第51号	伯耆町肉用牛導入特別型基金条例施行規則
平成17年規則第52号	伯耆町事務委任に関する規則
平成17年規則第53号	伯耆町別所川溪流植物園規則
平成17年規則第54号	伯耆町丸山ふれあいの森規則
平成17年規則第55号	伯耆町民生委員推薦会規則
平成17年規則第56号	伯耆町医療費助成に関する規則
平成17年規則第57号	伯耆町特別医療費助成条例施行規則
平成17年規則第58号	伯耆町難病患者等ホームヘルプサービス事業の手数料徴収に関する条例施行規則
平成17年規則第59号	伯耆町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
平成17年規則第60号	伯耆町保育所規則
平成17年規則第61号	伯耆町児童館規則
平成17年規則第62号	伯耆町児童手当事務取扱規則
平成17年規則第63号	伯耆町災害遺児手当支給条例施行規則
平成17年規則第64号	伯耆町老人福祉法施行細則

平成17年規則第65号	伯耆町老人福祉施設入所等措置費徴収規則
平成17年規則第66号	伯耆町介護予防事業等の手数料徴収に関する条例施行規則
平成17年規則第67号	伯耆町溝口福祉センター管理規則
平成17年規則第68号	神奈備ふれあい会館規則
平成17年規則第69号	伯耆町敬老年金支給条例施行規則
平成17年規則第70号	伯耆町身体障害者福祉法施行細則
平成17年規則第71号	伯耆町更生医療給付等措置費負担命令規則
平成17年規則第72号	伯耆町身体障害者更生援護施設入所等措置費徴収規則
平成17年規則第73号	伯耆町身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の基準に関する規則
平成17年規則第74号	伯耆町身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則
平成17年規則第75号	伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する審議会規則
平成17年規則第76号	伯耆町隣保館規則
平成17年規則第77号	伯耆町大型共同作業場規則
平成17年規則第78号	伯耆町しいたけ不時栽培施設規則
平成17年規則第79号	伯耆町国民健康保険運営協議会規則
平成17年規則第80号	伯耆町岸本保健福祉センター管理規則
平成17年規則第81号	伯耆町狂犬病予防法施行細則
平成17年規則第82号	伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
平成17年規則第83号	伯耆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則
平成17年規則第84号	伯耆町清掃センター条例施行規則
平成17年規則第85号	伯耆町化製場等に関する法律施行細則
平成17年規則第86号	伯耆町墓地、埋葬等に関する法律施行細則
平成17年規則第87号	伯耆町町営公園墓地条例施行規則
平成17年規則第88号	伯耆町農村環境改善センター規則
平成17年規則第89号	伯耆町多目的研修集会施設規則

平成17年規則第90号	伯耆町産地形成促進施設規則
平成17年規則第91号	伯耆町工芸伝承館規則
平成17年規則第92号	添谷農産物加工処理施設規則
平成17年規則第93号	伯耆町農村公園等規則
平成17年規則第94号	日光農村広場管理規則
平成17年規則第95号	伯耆町溝口多目的グラウンド規則
平成17年規則第96号	伯耆町農業振興審議会規則
平成17年規則第97号	伯耆町集出荷貯蔵施設規則
平成17年規則第98号	伯耆町農業後継者養成奨学資金給付規則
平成17年規則第99号	伯耆町県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則
平成17年規則第100号	伯耆町大滝放牧場規則
平成17年規則第101号	伯耆町森林等火入れに関する条例施行規則
平成17年規則第102号	伯耆町中小企業小口融資審査協議会規則
平成17年規則第103号	伯耆町特定新規学卒者就職促進奨励金支給規則
平成17年規則第104号	榊水フィールドステーション規則
平成17年規則第105号	鬼ミュージアム規則
平成17年規則第106号	伯耆町索道事業の財務に関する特例を定める規則
平成17年規則第107号	特殊索道係員の職制、服務、運転取扱及び設備整備規則
平成17年規則第108号	伯耆町道路占用規則
平成17年規則第109号	伯耆町営住宅条例施行規則
平成17年規則第110号	伯耆町公共下水道条例施行規則
平成17年規則第111号	伯耆町排水設備工事指定業者規則
平成17年規則第112号	伯耆町農業集落排水施設条例施行規則
平成17年規則第113号	伯耆町浄化槽施設規則
平成17年規則第114号	伯耆町企業職員の給与に関する規則
平成17年規則第115号	伯耆町企業職員の旅費に関する規則

平成17年規則第 1 1 6 号	伯耆町消防団規則
平成17年規則第 1 1 7 号	伯耆町消防賞じゅつ金等審査会規則
平成17年規則第 1 1 8 号	伯耆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則
平成17年規則第 1 1 9 号	伯耆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する規則

2. 開庁式

伯耆町の開庁式は、伯耆町としての役場業務が初めて行われる平成 17 年 1 月 4 日に開催されました。式典は、伯耆町役場と溝口分庁舎の 2 か所で行われました。

また、当日は、辞令交付、仕事初め式、選挙管理委員会など様々な式典・会議が開催されました。

伯耆町開庁式式典概要

1. 会場 伯耆町役場（現岸本町役場）玄関前 8：00～8：30
伯耆町役場溝口分庁舎（現溝口町役場）玄関前 10：00～10：10
2. 来賓 鳥取県議会議員、鳥取県西部総合事務所長
3. 参集範囲 元協議会委員、議会議員等（別添 招待者リスト）
町職員（管理職は両庁舎、その他の職員は勤務する庁舎ごとに出席）
一般町民

4. 式典内容

会場別	式典内容	備考
本庁舎	1 町旗の掲揚	
	2 庁舎サイン除幕	河合職務執行者、西村元議長
	3 テープカット	河合職務執行者、西村元議長、 県議会議員、青木西部総合事務所所長
	4 職務執行者あいさつ	河合職務執行者
	5 来賓あいさつ	青木西部総合事務所所長
	6 祝電披露	
	7 記念植樹	河合職務執行者、西村元議長
	8 電算システム可動テープカット	河合職務執行者、前田情報センター理事長
	9 証明書の発行、交付	河合職務執行者
分庁舎	1 庁舎サインの除幕	河合職務執行者、箕矢元議長
	2 テープカット	河合職務執行者、箕矢元議長
	3 職務執行者あいさつ	河合職務執行者
	4 来賓紹介	
	5 祝電披露	

1月4日スケジュール

時間	内容	場所	参加者
7:30 ~ 7:45	辞令交付	改善センター	職務執行者及び管理職員
7:45 ~ 8:00	仕事初め式	改善センター	職務執行者及び全職員
8:00 ~ 8:30	本庁舎開庁式 電算システム可動式	伯耆町役場 本庁舎窓口	職務執行者、本庁職員、議会議員等
10:00 ~ 10:10	分庁舎開庁式	溝口分庁舎	職務執行者、分庁職員、議会議員等
13:00 ~ 13:15	特別職辞令交付	伯耆町役場応接室	選挙管理委員・消防団長
13:15 ~ 15:00	選挙管理委員会	伯耆町役場応接室	職務執行者、暫定選挙管理委員
13:30 ~ 15:00	教育委員辞令交付・ 教育委員会	伯耆町役場 3F 第1委員会室	職務執行者、暫定教育委員会委員

